平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

平成29年9月22日(金曜日)

| 111 | - | 議 | | , | · ~ | \sim | 名) | |
|-----|----|------|---|-----|-----|--------|----------|--|
| # | ┍ | = 70 | | - (| ٠, | 11 | \sim 1 | |
| ш | /- | пжи | = | ١ . | | • | -111 | |

| | 1番 | 森 | 田 | 真 | _ | 君 |
|---|----|---|---|-----|---|---|
| | 3番 | 上 | 林 | 真 佐 | 恵 | 君 |
| | 5番 | 二 | 宮 | 由 | 子 | 君 |
| | 7番 | 関 | 田 | | 貢 | 君 |
| | 9番 | 和 | 地 | 仁 | 美 | 君 |
| 1 | 1番 | 押 | 本 | | 修 | 君 |
| 1 | 3番 | 関 | 田 | 正 | 民 | 君 |
| 1 | 7番 | 荒 | 幡 | 伸 | _ | 君 |
| 1 | 9番 | 東 | 口 | 正 | 美 | 君 |
| 2 | 1番 | 床 | 鍋 | 義 | 博 | 君 |

| | 2番 | 尾 | 崎 | 利 | _ | 君 |
|---|----|-----|---|----|---|---|
| | 4番 | 実 | Ш | 圭 | 子 | 君 |
| | 6番 | 大 | 后 | 治 | 雄 | 君 |
| | 8番 | 中 | 村 | 庄一 | 郎 | 君 |
| 1 | 0番 | 根 | 岸 | 聡 | 彦 | 君 |
| 1 | 2番 | 蜂 須 | 賀 | 千 | 雅 | 君 |
| 1 | 6番 | 佐 | 竹 | 康 | 彦 | 君 |
| 1 | 8番 | 中 | 間 | 建 | 二 | 君 |
| 2 | 0番 | 木 戸 | 岡 | 秀 | 彦 | 君 |
| 2 | 2番 | 中 | 野 | 志乃 | 夫 | 君 |

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

 事務局長鈴木尚君

 議事係長尾崎潔君

 主事高石健太君

事務局次長並 木 俊 則 君主任 櫻 井 直 子 君

出席説明員 (16名)

市 長 尾崎保夫君 教 育 長 真如昌美君 総務部長 広 沢 光 政 君 子育て支援部長 吉沢寿子君 環境部長 松本幹男君 学校教育部長 阿部晴彦君 財 政 課 長 川口荘一君 都市計画課長 神山 尚 君

市 長 小島昇公君 副 企画財政部長 田代雄己君 市民部長 村上敏彰君 福祉部長 田口茂夫君 都市建設部長 直井 亨 君 社会教育部長 小 俣 学 君 ごみ対策課長 中 山 仁 君 土木課長寺島由紀夫君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

- 第 1 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情 [厚生文教委員会審査報告 日程第2]
- 第 2 29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情 [建設環境委員会審査報告 日程第3~日程第5]
- 第 3 第44号議案 市道路線の認定について
- 第 4 29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情
- 第 5 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情 〔決算特別委員会審査報告 日程第6~日程第11〕
- 第 6 第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第32号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第33号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 第34号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議第4号議案 北朝鮮による核実験、ミサイル発射に抗議する決議
- 第13 閉会中の特定事件調査について
- 第14 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第14まで

〇議長(押本 修君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

〇議長(押本 修君) 9月19日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番(中野志乃夫君) おはようございます。

去る9月19日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会の最終日に上程する議案として、本日、机上にお配りしておりますとおり、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。なお、この議案は、全議員による提出となっております。請願、陳情につきましては、9月19日正午までに提出はございませんでした。また9月11日の本会議においての開会宣言を行うまでの間の一般質問の発言の取り扱いについて、協議いたしました。その結果、一般質問開始後に改めて行った開会宣言を一般質問開始前に開会宣言を行ったように補正を行い、対応することといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

〇議長(押本 修君) 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情

○議長(押本 修君) 日程第1 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情。本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番(佐竹康彦君) おはようございます。

ただいま議題に供されました29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出する ことを求める陳情。以上の陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。 平成29年9月13日に本委員会を開催し、本件の審査を行いました。

本件につきましては、質疑等に関して市長部局からの説明員を求めず、直ちに自由討議に入りました。自由討議の意見は、概要は次のとおりであります。

まず、当該陳情に対し反対の立場からの意見ですが、1人の委員から核兵器が国際規範として違法であるということが示されたのは、大変画期的だ。一方、核保有国については、この条約の採択に際し、会議にさえ出席していないというのも事実だ。この条約の前文にうたわれる核兵器廃絶への実効性を高めるためには、条約に参加した122カ国と参加していない核保有国を初めとする国々が対話をして、実効性を持つ核兵器廃絶への運動を起こすべきであり、その溝を埋めるための対話が必要である。唯一の被爆国である日本がその橋渡しとなっていくことが、今何よりも大事であると考えており、必ずしも条約を早急に締結することが、今一番求め

られていることとは思わないなどの内容が述べられました。

また、別の委員からは、日本政府は、今条約に関し核兵器国と非核兵器国の亀裂を深め、核兵器のない世界の実現が遠のくとして反対をしている。これまで日本は、核軍縮不拡散に主体的に取り組んできた。一方、今条約については、米露仏英中国などの各保有国の賛同が得られていない状況から、慎重な立場をとっている。具体的・実践的措置の積み重ねで核兵器のない世界を目指すという日本の基本的立場に合致せず、北朝鮮の核ミサイル開発の深刻化に直面する中、核兵器国と非核兵器国間の対立を一層助長し、亀裂を深めるとの観点から反対をしている。実際、核兵器国が反対をしており、日本の評価は正しかった。他方、今条約は賛成多数で採択をされている。日本は唯一の被爆国として、核兵器と非核兵器国との協力を推進する立場で主張を続けていく方針である。今陳情は、日本政府の対応については否定的な陳情であり賛同できない。加えて、日本は、国連総会第一委員会で核兵器廃絶決議案を23年連続で提出しており、唯一の被爆国として核兵器をなくしていこうという取り組みは行っていることも伝えるなどの内容が述べられました。

次に、当該陳情に対し賛成の立場からの意見ですが、まず1人の委員から、核兵器がそもそもいいものか悪いものかで言えば、基本的には悪いもの、悪である。確かに核兵器そのものが抑止力となっている現実がないわけではないが、しかし、抑止力であると考える人たちも、核兵器そのものは必要悪と考えている。陳情者の立場は絶対悪だろう。つまり、必要悪対絶対悪のせめぎ合いという形で世界が進んでいると思う。必要悪であろうが絶対悪であろうが、悪は悪である。悪いものは、やはり世界からなくしていこうと考えるのは、至極当然な論理的議決である。日本が核の傘の下にあるので、今条約に加盟できないということは、それはそれとして23年間、日本は核兵器廃絶決議案を出し続けてもいる。核兵器を持つ国と持たざる国の双方に働きかける条約でないと、日本は批准しない立場でもあると思う。しかし、日本は、そうした潔癖性を求めるのではなく、ダブルスタンダードでも構わないのではないか。日本は広島と長崎の無辜の民の上に大量破壊兵器を降らされた。大量虐殺された国だ。だからこそ、この立場をさらに世界にアピールすべきだ。ダブルスタンダードでも核の傘に入っていても、こうした立場をもっと明確にし、核兵器そのものは悪だから廃絶していこうと言える立場に日本はあるのではないか。確かに、早急にこの条約に入れるかどうかは別にしても、この条約は批准すべきと考えるので、本陳情は採択していきたいなどの内容が述べられました。

また別の委員からは、今陳情は採択すべきという立場だ。東大和市は、平和都市宣言で全ての戦争の防止とあらゆる核兵器の廃絶を心から願うとうたっている。その上、戦災遺跡の旧日立航空機株式会社変電所を平和の象徴として、多くの人に知ってもらう活動をし、寄付金も募っている。地方自治体の中で、こういう動きをし、平和宣言をしている市の市議会議員として、国に対して今条約への加盟と批准をしていくことを建議するのはいいことだと判断する。我々政治家は、現実的対応をするのは当然だが、あるべき姿、理想を追求していくのもその役目だ。核兵器に限らず、無差別大量破壊を行う兵器一般について、強く自治体と議会から抗議をする必要があるなどの内容が述べられました。

また別の委員からは、世界の市民の関心が非常に強いゆえに、今条約が成立したと思う。核廃絶という極めて政治的な課題を、今市民社会がこれを取り巻いて、世界のルールを決めるというように変わってきているところが重要だ。今現在今条約に参加していない国に対しても、ルール化されたものは必ず一定の拘束力を発揮するだろう。また全ての核兵器の使用が道義的にも誤りであり、かつ違法であるという2つの縛りがかかる大変画期的な条約だ。8月9日の長崎での平和式典終了後の会見での安倍首相の言葉には、被爆者から厳しい声が上がった。市民社会が核廃絶という大きなルールを決めていくというのを見ると、市民社会に一番近い市町

村の議会が、市民社会の立場に沿って政府に意見書を提出することは大変重要だと考え、陳情に賛成するなどの内容が述べられました。

以上で自由討議を終了し、討論を行いました。討論は1件で、賛成の立場からのものでした。討論終了後、 直ちに採決に入りました。採決は起立により行いました。可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の 規定により、委員長において可否を裁決し、29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見 書を提出することを求める陳情は、不採択と決しました。

以上で総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長(押本 修君) 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[総務委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

〇議長(押本 修君) 討論を行います。

[3 番 上林真佐恵君 登壇]

○3番(上林真佐恵君) 日本共産党東大和市議団を代表して、29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

広島、長崎への原爆投下から72年、被爆者の平均年齢は81歳を超え、原爆で直接亡くなったり、その後の影響で命を落とした方は、死没者名簿に記載されている方だけでも47万人を超えました。そして、世界には、いまだ1万5,000発もの核兵器が存在していると言われています。本年7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が採択されました。被爆者の命あるうちに必ず核兵器禁止条約の成立をと訴え、署名などを通じて懸命に世論に働きかけてきた被爆者と核のない世界を求める草の根の市民の運動が、世界を動かした歴史的な出来事です。

国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成を得て成立した同条約は、人類史上初めて核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇、またそれらの援助、奨励、勧誘を禁止、あらゆる抜け穴を許さず、包括的に核兵器を違法と定めました。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府が、国連の交渉会議に参加すらしなかったことは、被爆者を初め、条約採択のために粘り強い努力を重ねてきた世界中の人々を失望させています。ことし8月の平和祈念式典で、長崎市長は、被爆地は到底理解できませんと批判し、また被爆者は、首相に直接あなたはどこの国の総理ですか、私たちを見捨てるのですかと訴えました。

日本政府は、条約が核保有国と非核保有国の分断を深めるということを理由に、条約に参加せず、日本は橋渡しをするとしています。しかし、核保有国に同調、追随して、どうして仲介を果たすことができるでしょうか。日本政府に問われているのは、核兵器の非人道性を身をもって体験した被爆国として、そうした兵器の使用を、そして、そうした兵器の存在を認めるのかどうかという根本的な問題です。核兵器禁止条約について、核保有国の参加がなければ実効性に欠けるという意見もあります。しかし、この条約は、第4条の中で核保有国が条約に参加する道として核兵器を廃棄した上で参加する道とともに、条約に参加した上で、核兵器を速やかに廃棄する2つの道が規定されています。核のない世界に進むためには、核保有国の条約参加が不可欠です

が、条約は門戸を広く開いています。

9月20日、国連本部で核兵器禁止条約の署名式が行われ、当日中に51の国と地域が条約に署名をしました。 そして、アメリカ、フランスなど核保有国を初め、イタリアや韓国など核の傘に依存する国々では、自国の政府に対し条約参加を迫る世界同時行動「平和の波」が日本を起点にスタートし、日本では全国から駆けつけた57人の被爆者が、みずから首相官邸前で条約への参加を訴えました。核兵器に脅かされることのない世界の実現のため、市民社会の世論の力で核保有国を追い詰めようと世界中の人々が声を上げています。今こそ、日本政府は人々の声に応え、条約に署名をするべきときではないでしょうか。同時に、日米核密約の破棄と非核三原則の厳守・法制化など、日本の真の非核化に踏み出すべきときです。そうしてこそ、北朝鮮に対する核・ミサイル開発の放棄も、一層強く説得力を持って迫ることができるのではないでしょうか。

東大和市も参加する平和首長会議は、ことし8月に行われた第9回平和首長会議総会において、「条約採択の原動力となった被爆者、市民社会、条約推進国との連携をより一層強め、条約への参加を全加盟都市から自国の政府に働きかけていく。特に核保有国と核の傘の下にいる国々の政府には、強く働きかけていく。」と明記されたナガサキアピールを採択し、要請文とともに日本政府に手渡しました。唯一の戦争被爆国である日本の市議会として、恒久平和の実現と核兵器廃絶を願う平和都市宣言を行った市の議会として、そして、貴重な戦争建造物を保存する市の議会として、核兵器禁止条約への参加を日本政府に求めることは当然と考え、本陳情に賛成するものです。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

[19番 東口正美君 登壇]

○19番(東口正美君) 私は、公明党を代表して、29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府 に意見書を提出することを求める陳情に、反対の立場で討論をいたします。

「核兵器は、人類の生存を脅かす絶対悪であり、いかなる理由があっても、その使用は絶対に許されるものではない。」と宣言された、原水爆禁止宣言は、公明党の平和政策の根幹をなすものであります。この宣言からちょうど60年の本年、2017年7月7日、ニューヨーク国連本部において採択された核兵器禁止条約は、この原水爆禁止宣言の精神が国際条約として結実したものにほかならないと高く評価いたします。核兵器禁止条約は、核兵器の保有から使用の威嚇に至るまで一切の例外を認めず禁止されており、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であります。一方、核保有国を初め、核の傘下で守られた国々は、交渉会議への参加もいたしておりません。このまま条約を採択した国々と核保有国等の間で溝が深まり、対話がなされず、核軍縮ができない状況になってはなりません。

公明党は、唯一の被爆国である日本が、核保有国と非保有国との対話の橋渡しをしていくべきであると訴えてまいりました。その結果、本年11月に被爆地広島で核保有国と非保有国双方の有識者で核軍縮の進め方を話し合う賢人会議の開催が決まっております。今こそ、対話をもって平和の道を開くために、具体的な行動が最も重要だと考えます。公明党は、今月12日から山口代表を中心に5回目となるロシア訪問を行い、ロシア連邦院のマトヴィエンコ議長を初め、旧ソ連のゴルバチョフ元大統領など多くの方々と交流を結びました。またモスクワ市内のドンスコイ修道院の一角にある日本人墓地を訪れ、さきの大戦で亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、献花し、二度と悲劇を起こさないと不戦の誓いを新たにしました。

核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への入り口となる条約として期待されております。条約の制度設計には、核保有国や核依存国の状況を踏まえ、条約加盟前の核廃絶を必ずしも前提とせず、核兵器の配備の解除と

廃棄計画の提出をもって条約に加わる道も開かれています。唯一の被爆国である日本は、多くの国々が核兵器の非人道性を深く認識し、条約加盟に向けて着実に進んでいけるよう核兵器の残酷さ、被爆者の苦しみをさらに伝え続けていく大きな使命を担っています。その使命を果たすためには、あらゆる国々と粘り強い対話を重ねていくしかありません。よって、本陳情の求める核兵器禁止条約に早急に参加し批准することのみを求める意見書の提出には賛成いたしかねます。

以上、公明党の討論といたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[5 番 二宮由子君 登壇]

○5番(二宮由子君) 議席番号5番、二宮由子です。興市会を代表して、29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

さて、核兵器に関する立場には、北朝鮮のような一部の例外を除いて、核兵器を必要悪とするものと絶対悪とするものとがあると考えられます。仮に、核兵器がよいものであるならば、北朝鮮が核兵器を持とうと躍起になっている状況に対し、国連において全会一致で非難されることもないはずです。必要悪でも絶対悪でも、悪であるという認識には違いはないのです。

72年前、広島、長崎において非戦闘員である無辜の民の頭上で、人類史上初めて核兵器が使用されました。その後の惨状から、核兵器が無差別・大量破壊兵器そのものであることは明らかです。我が国が米国の核の傘の下にあることは間違いのないところで、こうした状況にありながら核兵器廃絶を訴えることは、ダブルスタンダードだという声もあります。しかしながら、世界で唯一の戦時被爆国であるからこそ、核兵器廃絶を訴える意義があるのと同時に義務でもあるのではないでしょうか。我が国のこうした立場から、核兵器廃絶を訴えることは、例えダブルスタンダードと言われようとも、決して恥ずかしく思う必要はないと考えます。むしろ、物理的には核の傘で守り、法的には条約で反対し攻めることで、核兵器の愚かさを世界にアピールできるのではないでしょうか。したがいまして、本陳情に賛成するものです。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番(蜂須賀千雅君) 12番、蜂須賀千雅です。

以上です。

ただいま議題となりました29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情に対し、自由民主党・無所属の会として反対の立場から討論いたします。

これまで、さまざまな国で締結をされてきた核拡散防止条約や包括的核実験禁止条約は、核兵器をこれ以上 ふやさない、広めないという条約でしたが、今回の核兵器禁止条約は核兵器そのものを国際的に違法化するという条約になり、日本政府は今回の核兵器禁止条約に関して、核兵器の恐ろしさをどの国よりも実感し、戦後 一貫して戦争の放棄や非核三原則などを掲げてきた日本ですが、実際に核兵器を保有している国が参加していない条約を定めても、核兵器国と非核兵器国の亀裂を深め、より核兵器のない世界の実現が遠のくとして反対をしました。それは、我が国は唯一の被爆国として核軍縮・不拡散に主体的に取り組んできましたが、一方、核兵器禁止条約については、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国など核保有国の賛同が得られていない現状から、日本は慎重な立場をとっています。

日本国の基本的な立場、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障に対する冷静な認識、この

2つの認識のもとに、核兵器国、非核兵器国の協力を得て、現実的・実践的な取り組みを日本は積み重ねております。こうした基本的な立場に基づいて、核兵器軍縮不拡散における5つの原則、すなわち核兵器の透明性の確保、さらには核軍縮交渉のマルチ化、さらには北朝鮮等の地域の核拡散問題への取り組み、さらには核の非人道性、そして被爆国の訪問、こうした5つの原則を認識することが大事であり、今回、日本は具体的、実践的措置を積み重ね、核兵器のない世界を目指すという我が国の基本的立場に合致せず、北朝鮮の核・ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるとの観点から反対をしました。実際に核兵器国は反対をしたことからも、日本の評価が正しかったと考えております。

他方で、核兵器禁止条約に関しては、賛成多数で採択をされ、日本は核兵器禁止条約の中で唯一の被爆国と して核兵器国と非核兵器国の協力を推進する立場から主張を続けていく方針であり、今回の陳情に関しては日 本政府の対応について否定的な陳情でもありますので、我が党として賛同できないことをお伝えをいたします。 また先ほど中身について一部触れましたが、日本は国連総会第一委員会に核兵器廃絶決議案を23年連続で提 出をしており、唯一の被爆国として核兵器を世界からなくしていこうという取り組みを強く行っていることも、 あわせてお伝えをさせていただきます。

以上の理由から、本陳情には反対をするものです。

以上、自由民主党・無所属の会を代表しての討論とさせていただきます。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

〇21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋です。やまとみどりを代表して、29第5条陳情 核兵器禁止条約 に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

日本は、世界で唯一核兵器を使用され、無辜の民が無差別に殺戮された歴史を持っております。誰がどのような理由をつけても、この大虐殺は永遠に正統化されることはないでしょう。核兵器がこの世の中から消え去ることは、多くの人々の願いであります。

また東大和市は、平成2年10月1日に東大和市平和都市宣言を行っています。この平和都市宣言では、「恒久の平和の実現と、核兵器の廃絶は、全人類共通の願望である。世界の世論のたかまり、各国の相互理解により、核兵器の廃絶にむけて曙光が見えてきたとはいえ、依然として地球上には多くの核兵器が貯えられている。世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。ここに、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」とあります。

東大和市には、西の原爆ドーム、東の変電所と呼ばれる旧日立航空機株式会社変電所が戦災遺跡として、市 民運動を中心とした保存活動により、現在その貴重な姿を残し、平和の大切さを後世に残しております。平和 都市宣言とともに、この変電所を通じて平和の大切さを発信していくことは、東大和市の議員として崇高な使 命を負っていると言っても過言ではありません。

議員の皆さんは、所属する政党や団体、さまざまな個人の支援を受け、日々政治家として活動されていることであると思料いたしますが、核兵器廃絶という人類共通の願いをかなえるため、1人の人間として意思表示をし、理想の社会の一歩としませんか。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(押本 修君) 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第2 29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情

〇議長(押本 修君) 日程第2 29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 和地仁美君 登壇]

○9番(和地仁美君) ただいま議題に供されました29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情 につきまして、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

この議案審査は、平成29年9月14日に本委員会を開催し、副市長及び関係部長の出席を求め審査を行いました。まず、委員会内では、既に導入している他市の具体的な休業補償の内容、また企業における休業補償についての質疑があり、それに対し担当部長より、東京都の補助制度についての資料が配布され、それを用いての説明がなされました。その概要は、この制度は、東京都医療保健政策包括補助事業の中の提案型事業で、市町村が選択して実施する事業の1つであり、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄末梢血管細胞の提供を行ったドナーの方や、その方が所属する事業に対する支援を行う区市町村に対し、東京都が補助を行うものであること、またこの事業の目的は、骨髄末梢血管細胞移植の推進及びドナー希望登録者の増加を図ることとのことでした。また具体的な東京都の要綱の内容については、健康診断や自己血貯血にかかわる通院、骨髄末梢血管細胞の採取にかかわる入院、バンクが必要と認める通院・入院及び面接などに対し、ドナーの方は1日につき2万円を超えない額、事業所は1日につき1万円を超えない額について、通算7日を上限に助成されるものとされ、東京都はその2分の1を補助すると示されているとの説明があり、現在多摩地域で実施している10市は、この東京都の補助要綱における内容でおおむね実施しているとの説明もありました。また企業の助成制度については、有給休暇とは別に、特別休暇としてドナー休暇制度を導入している企業、団体については、日本骨髄バンクのホームページによると341社あるとの答弁でした。

次に、このような骨髄移植ドナーへの支援制度に対する市の考え方に関する質疑に対し、市は骨髄移植の必要な方は非常に大変な病であることから、ドナーの希望登録者をふやすという意味としても、また人道的な意味においても、この制度は一定の効果があるという認識を示しました。さらに、ドナー登録推進に対する市の

取り組みと東京都との関係についての質疑に対しては、本来であればドナーに対する支援やドナー登録推進についての広報などは、海外の方のドナー登録などもあるため、一地方自治体が行うより国や東京都が広域的に行うべきと考えているが、市が仮に補助制度を制定した場合は、申請などは市が受け付けることになるので、市も東京都が作成した資料などがあればそれを利用して、広報に努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、制定した場合の財政的な負担に対する質疑に対する答弁により、東京都の補助要綱をそのまま制度 化した場合には、1件二十数万円であること、また多摩地域で先行して実施している自治体では、年間に多い ところで2件であることが示され、財政負担は大きくないことを確認。またこの制度の目的がドナー登録を推 進することであるため、現在の東大和市内のドナー登録者数を確認する質疑に対しては、現在市内のドナー数 を市は把握していないとの答弁にとどまりましたが、骨髄バンクのホームページで確認した東京都内の登録者 数が5万8,597人であることは示されました。

自由討議においては、中小企業がドナーの負担を軽減する制度を導入することは難しい状況のため、市がこの制度を導入することは、ドナー登録者数をふやすという意味で有効であるという考えが述べられました。また国に対してドナー支援の充実を図る意見書を当議会から出すべきだという意見も出ましたが、広域的な支援は必要であるが、それを進めるという意味でも、また現実的に支援を利用できる状況にするためにも、今ある東京都がつくった制度をもとに、まずは市が支援制度をつくるべきだとの意見も述べられました。その後、自由討議を終了した後、討論はなかったため、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情は、採択と決しました。

なお、自由討議の際に出た国に対して意見書を提出するという提案につきましては、提案者が作成する意見 書案を当委員会で検討し、国に対し意見書を提出するか否かを決定することとしたことも、あわせて御報告い たします。

以上で、厚生文教委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申します。

○議長(押本 修君) 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

〇議長(押本 修君) 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに 御異議ございませんか。

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

日程第3 第44号議案 市道路線の認定について

日程第4 29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情

日程第5 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○議長(押本 修君) 日程第3 第44号議案 市道路線の認定について、日程第4 29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情、日程第5 29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理 施設に関する陳情、以上議案1件、陳情2件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇]

○10番(根岸聡彦君) ただいま議題に供されました第44号議案 市道路線の認定について、29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情及び29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理 施設に関する陳情につきまして、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、平成29年9月15日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。

第44号議案 市道路線の認定につきましては、定例会初日に提案理由の説明がなされております。

本件につきましては、委員会開催後、現地の視察を行い、戻りましてから直ちに審査を開始いたしました。 特段の質疑なく、全会一致で市道路線の認定については可決されました。

次に、29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情を議題に供し、朗読終了後、質疑を行いました。

主な質疑は以下のとおりであります。まず、陳情者は、廃棄物の安定処理を望んでおり、この事業がなくなった場合、当市が受ける影響としてどのようなことが考えられるのかという質疑に対し、本事業は、小平・村山・大和衛生組合の議会の議決を経ており、小平市の清掃事務所用地を借用して実施する(仮称)不燃粗大ごみ処理施設の更新は、生活環境影響調査の事務手続を終え、今年度中の契約を予定している。また、ごみ処理施設の更新に当たっては、平成28年12月から3市の市民等を交えた懇談会が開催されており、来月にも(仮称)新ごみ焼却施設の案がまとまり、今後、3市市民へのパブリックコメントが予定されている。このような状況から、(仮称)3市共同資源物処理施設の建設計画が進まなくなった場合は、並行して進めている2施設に影響を及ぼすことから、小平市及び武蔵村山市との信頼関係が損なわれることになる。かつて、平成22年6月に相互の信頼関係に亀裂が生じ、現在の市長になってから回復しており、2度も信頼関係を失うことは、一部事務組合の存続にかかわることで、ごみ焼却施設の耐用年数である平成33年をもって、東大和市の可燃ごみ等は処理ができなくなる可能性が非常に高いとの答弁がありました。

次に、ごみ処理の行き場がなくなった場合、他市へごみ処理の支援をお願いすることは可能かとの質疑に対し、多摩地区では多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱を定め、期限を設けて他の自治体に支援を求めることができるようになってはいるが、この支援を受けるためには、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開催し、多摩地区全ての自治体とごみ焼却施設の管理者から支援の必要性を認定してもらうことが必要になる。その認定を受けるためには、あらかじめ支援可能な市町村長の同意を受けておくことが必須にな

り、東大和市の場合、(仮称) 3市共同資源物処理施設の受け入れをしないとなれば、他市の支援協力を得ていくことも非常に困難となるとの答弁がありました。

次に、都市計画の手続や都市計画案に問題があるのかという質疑に対し、都市計画上の判断要素としては、 1、施設の必要性、2、上位計画との整合性、3、本施設の区域と位置、4、周辺環境への配慮、5、法令へ の適合といった要素があるが、いずれの点においても支障はなく、施設建設費のコストについても、本件都市 計画の必要性の有無を判断する際の要素ではないとの答弁がありました。

次に、3市の共同資源化施設をつくろうということに至った経緯に関し、小平は焼却炉を持っている、武蔵村山はし尿処理施設を持っている、東大和は何もない、だからリサイクル施設をつくったらどうかとなったのが最初のきっかけだと聞いているが、その認識でよいかという質疑に対し、東大和市の暫定リサイクル施設用地を過去において借用する、または活用していくという約束が組織市間で取り交わされており、互いの信頼関係を崩さずに、この施設を整備していこうというふうに認識しているとの答弁がありました。

次に、桜が丘にある国有地は2万2,000平方メートルあり、そこに温浴施設を併設した焼却炉をつくれば、いろいろな問題が解決され、数十億円の経費削減になると思われるが、このあたりの検討はしたことがあるのかという質疑に対し、その提案に対し、1つの案としてはわかるが、ここでごみ焼却施設案が来月まとまる。それを3市市民の方々にパブリックコメントを実施していくという中で、今考えている現状で実施していくのが東大和市としては最善であると考えているとの答弁がありました。

次に、国有地において焼却炉をつくることに問題ないかという質疑に対し、当該国有地は用途地域が第一種 住宅地域となっており、ごみ焼却施設としてはふさわしくないとの答弁がありました。

次に、用途地域を変更すれば可能かとの質疑に対しては、用途地域を変更すれば可能になるが、用途地域の変更が都市計画としてふさわしいかどうか、改めて検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、小平市のごみ組成分析から、ごみの処理量を割り出して計画化したとのことだが、1回の組成分析だけで結果を推計している。3回、4回と組成分析を行うなど、適切な予測方法を確立すべきであるが、見解はどうかという質疑に対し、組成分析は何回もやればやるほど同じ数値は出ないものであり、数回やった平均をとるといった方法をとるべきであろうと思っている。そこについては、組織市も入った中で議論していきたいとの答弁がありました。

次に、周辺住民の理解が得られない理由はどこにあると考えているのかという質疑に対し、大きな要因の1つに衛生組合の進め方に問題があると思っている。東大和市として、衛生組合には、きちんと誠意を持って対応するように求めていきたいとの答弁がありました。

また別の委員からの同趣旨の質疑、反対をしている方々の懸念材料と市の対応についてという質疑に対しては、1つには財政面、もう一つは周辺環境への影響ということでの懸念があり、市としても幾らでもお金をかければよいと思っているわけではないが、このまま3市の枠組みでごみ処理を続けていくことのほうが、負担が抑えられると考えている。環境面については、全国的に見ても例のないくらい高い水準でVOC対策を施していることから、結果的に建設コストが上がってしまったというところがある。いろいろな意見の方々がいるので、今後も引き続き対話の場をきちんと持って対応していきたいとの答弁がありました。

次に、現在の小金井市の廃棄物処理はどのように行われているのか、廃棄物処理にかかる経費について伺う との質疑に対し、処理方法の現状について、一般家庭の可燃ごみについては、多摩地域内の自治体に協力をし ていただき処理をしている。それ以外の不燃ごみ、粗大ごみについては、広域支援の対象となっておらず、民 間委託をやむなく行っており、多摩地区内の自治体からの同意が得られないため都外に出していると聞いている。資源物については、市有地を利用した中で選別作業を行っていると聞いている。コストに関しては、可燃ごみの広域支援にかかわっているものとして、現在1トン当たり4万8,000円プラス消費税と聞いており、小金井市の平成28年度のごみ量に単価を掛けると6億円以上となる。民間委託の金額については不明であり、可燃ごみだけで6億円以上と聞いているとの答弁がありました。

次に、当市が他市に廃棄物の処理をお願いする必要が発生した場合、その処理にかかる費用を小金井市の状況に当てはめたときに、どのくらいの経費になるのか。現在の経費と比較してどの程度ふえるのかという質疑に対し、基本的には広域支援を受けることがまず難しい。その上で、あえてコスト計算をすると、可燃ごみのみで広域支援のお願いができたとしても7億円超となる。それ以外は民間委託ということになり、多摩地区内での協力を得ることは難しいため、範囲を広げた中でお願いすることになり、試算はできない。平成28年度の実績で、小平・村山・大和衛生組合へ支払った分担金が3億6,158万円なので、かなりの経費増になるということは推測できるとの答弁がありました。

次に、今後一部事務組合との信頼関係や市民のごみ処理の安定化を市としてどのように取り組んでいくのかという質疑に対し、市長が就任され、当初6品目が2品目にという中、周辺住民の方の健康被害を含め、心配があるというのは理解しており、意を尽くして説明させていただきたい。金額の問題についても、天井なしで幾らかかってもよいという話はしていない。しかし、安全性をおろそかにする考えは困るといって進めている。東大和市のごみ処理について、自区内処理が原則であるが、現状では3市が協力し合う中で、一部事務組合をつくって進めていくのがベストだろうと考える。その中で、一つ一つ損得というわけではないが、お互いにできるところは協力していくということで協議を進め、積み上げてきている。現状の要件の中では、一部事務組合として3市が共通の認識に立って進めるのがベストであろうと考えている。そして、委託という言葉が簡単に出てきてはいるが、近隣のところにお願いに上がり、断られている。武蔵村山市に事情を話し、期限付きで引き受けてもらっている。東大和市で言えば8万6,000人、3市で考えれば三十四、五万人の市民にとって、この施設はなくてはならないものだと考えている。周辺住民に対しては、1人でも2人でも理解してもらうための努力を続けていきたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了、2名の委員から本陳情に反対の立場での討論があり、採決に入りました。 起立採決の結果、29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情は、不採択と決しました。 続いて、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を議題に供し、 朗読の終了後、質疑を行いました。

主な質疑は、以下のとおりです。まず、現状、軟質系の容リプラを衛生組合で燃やしており、新たに小平の 軟質容リプラを資源化するためにのみ、必要な施設であると書かれている。この軟質容リプラというのは、ど こまでの範囲を言うのかという質疑に対し、具体的にはお菓子を包んでいるビニールの柔らかい袋のことであ り、シャンプーのボトルとか同じ容器包装プラスチックでも比較的かたいものを硬質と呼んでいるとの答弁が ありました。

次に、軟質系のプラスチックを燃やさないで、容器リサイクル法にのっとってリサイクルということは、ダイオキシンの問題があるという認識でよいかという質疑に対し、ダイオキシン類は当然出ているが、国が示す環境基準を下回る形で操業されており、適正に運転管理されているとの答弁がありました。

次に、一定の温度で燃やせば、ダイオキシンはほとんど出ない。軟質系はわざわざリサイクルに回し、硬質

系は燃やすということに矛盾は感じないのかという質疑に対し、軟質、硬質という言葉は、容器包装プラスチックというのが大前提となっており、容器包装プラスチックはリサイクルするという考え方である。現在と同じように、プラスチック製品は破砕後焼却し、不燃残渣は埋め立てに回す。新ごみ焼却施設は、熱回収を行うという形になっており、サーマルリサイクル、サーマルリカバリーという言葉のところで、衛生組合の回答とかみ合わなかったのではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、本陳情で、陳情理由が3点挙げられているが、都市計画を中止することはできるのかという質疑に対し、陳情理由の1、2、3のいずれについても、都市計画決定手続を中止するということにはならないとの答弁がありました。

次に、現在民間委託をしているペットボトルと容器プラスチックの将来について、どのようになっているのかという質疑に対し、ペットボトルと容器包装プラスチックの民間委託については、武蔵村山市の業者へ搬入している。今後の見通しについては、武蔵村山市から平成31年3月31日までと言われており、その後については、民間委託の見通しが立たない状況にあるとの答弁がありました。

次に、数日前、協議会の会長名で決議書が各市議会議員に送付されているが、協議会の持つ意味は何かという質疑に対し、3市と衛生組合が設置を予定している(仮称)3市共同資源物処理施設に関し、地域住民の方と良好な環境の維持向上、施設の安全を確保を図ることを前提として、議論を重ねていきたいということで設けさせていただいている会である。決議書についても、会長自身のほうから協議会は物事の決議をとる場ではないので、あくまでも今いる参加者の意志表示を確認したアンケート的なものであると言われているとの答弁がありました。

次に、陳情の趣旨は、都市計画決定の中止を求めているが、根幹の都市計画手続はどのように行われ、現状がどういうところにきているのか、今後どのように進められる予定なのかという質疑に対し、衛生組合のほうから平成28年11月に都市計画決定の依頼があった。その後、市ではまちづくり条例の規定に基づき、住民の皆様と懇談会を2回ほど開催をしている。その懇談会を受け、都市計画の原案を作成し、7月に説明会、縦覧、意見書の提出を受けた。いただいた意見書については、市の見解を付し、ホームページで公表したところである。今月の下旬に説明会、縦覧、意見書の提出を行い、11月ごろ都市計画審議会を開催し、諮問する予定となっているとの答弁がありました。

次に、諮問して答申はいつごろもらう予定なのかという質疑に対し、できればその場で答申をもらえればと 思っているとの答弁がありました。

次に、計画案の前の段階から東京都と協議していると思われるが、協議の中で東京都から言われていることはあるか、この陳情では、都市計画手続の中止を求めているが、都市計画審議会への諮問を取りやめることをもって都市計画手続を中止するということになるのか、その中止がどのようなことを意味するのかという質疑に対し、東京都からの指摘については、基本的に自治体に処理責任があり、ごみ焼却施設の設置については、設置の位置、用途、一般廃棄物処理基本計画、都市マスタープラン、それらの整合性がとれていればということで言われている。また市長が都市計画審議会への諮問をしなければとまるということになるとの答弁がありました。

次に、陳情理由の2で確定している2,000万円のコスト増の詳細と3市共同資源物処理施設の建設が進まなくて、一部事務組合が解消となってしまった場合の影響額は幾らかという質疑に対し、2,000万円のコストについては、当市が暫定リサイクル施設を設置して運営してきた、そのときの経費と今年度、現在の処理状況の

差で2,000万円ふえていることを指しているものと思われる。また、一部事務組合が解消したときの影響額は、可燃ごみだけで協力していただける清掃工場があった場合だけでも7億円を超えてしまう。それ以外に、不燃ごみ、粗大ごみ、それらを考えただけでも8億から9億円はいってしまうと考えており、見込み値しか持ち合わせていないが、現在の衛生組合への分担金、約3億6,000万円から3倍程度になってしまうのではないかと考えているとの答弁がありました。質疑を終了、自由討議において1名の委員から本陳情に賛成を表明する意見が述べられ、討論においては2名の委員が本陳情に賛成の立場で討論を行いました。討論を終了、採決に入りました。起立による採決の結果、29第7号陳情小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情は、採択と決しました。

以上で、建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長(押本 修君) 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 降壇]

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時33分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[9 番 和地仁美君 登壇]

○9番(和地仁美君) 自由民主党・無所属の会の和地仁美です。私は、当会派を代表して、29第6号陳情に賛成、29第7号陳情に反対の立場で討論を行います。

まず、29第6号陳情についてであります。

陳情者は、その趣旨を東大和市内に建設が予定されている(仮称)3市共同資源物処理施設の建設について、市民が排出する廃棄物が将来にわたり安定した処理が行えるよう推進してくださいとしています。これは、3市共同資源物処理施設を建設することで、8万6,000市民の生活の安心と安全を確実に維持するという方向性を望むものです。この3市共同資源物処理施設を東大和市内に建設を予定しているという点において、異論を唱えている市民がいること、またその意見に同調している議員もいることは承知しておりますが、陳情者が真に求めていることは、市民が排出する廃棄物が安定的に処理されることです。よって、この陳情に反対することは、廃棄物が安定的に処理されない状況を望むことと同義となるとも言えます。

陳情者は、その陳情理由の中で、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却施設の更新ができなくなった場合、 他市の例に見るように、他の自治体へごみ処理をお願いすることになり、著しく多額の財政負担を伴うといっ たことを上げております。この他市とは、小金井市のことを指しているものと理解いたします。またこの考え 方について、一部の市民、また何人かの議員は、そのようなことは起こらないと考えているようですが、本当にそうでしょうか。過去において、その当時の東大和市長、すなわち尾又市長時代に、東大和市は協力して廃棄物処理を行うパートナーともいえる小平市に対し、小平市中島町にある焼却場の更新に関して、二度も裏切りとも言える行為をしています。一度目は、平成12年の8月、組合で建て替え案が進行していた際、当市の財政状況を理由に施設更新の延伸と延命策の検討を一方的に依頼しました。そして二度目は、皆さんも御承知のように、平成22年6月の庁議決定において、平成19年12月の理事者合意を撤回したことであります。このような過去の経緯を知る人の見方は、小平市はよく今まで我慢してきたが、三度目の裏切り行為を行ったら、あとはないというものが大勢であり、この計画が頓挫した場合には、3市で構成されている一部事務組合は解消、東大和市はほかの自治体に廃棄物の焼却を求めることになる可能性は極めて高いと言わざるを得ません。この一部事務組合は、一般廃棄物処理事業の効率化を目指して、昭和40年に3市町、当時の小平市、村山町、大和町で設立したものですが、そもそも一般廃棄物の処理について、東京都では自区内処理の原則という考え方があるということを鑑みれば、一部事務組合を解消し、東大和市が独自で一般廃棄物を自区内で処理するという選択肢もあるかもしれません。しかし、東大和市内には、廃棄物処理事業を行う民間事業者もなく、市の土地などの環境、財政状況などさまざまな現状を考えれば、独自で焼却施設を建設し、全てのごみを自区内で処理するということは、非現実的な選択と言わざるを得ません。

では、一部事務組合を解消し、ほかの自治体に廃棄物処理を依頼するという選択肢はどうでしょうか。まず、コスト面についてでありますが、ここでは陳情者が挙げている他市の例、すなわち小金井市を参考にしたいと思います。現在、小金井市がごみ処理をお願いしている日野市に支払っている可燃ごみの焼却費用は、1トン当たり4万8,000円とのことです。これは、当市が衛生組合に持ち込む際にかかる費用、1トン当たり1万6,000円の3倍です。東大和市の平成28年度の可燃ごみの量は1万4,462トン、東大和市がほかの自治体に廃棄物の処理をお願いする場合にかかる費用を、そのまま小金井市の事例に当てはめて単純計算をすると、その費用は約7億円になります。現在東大和市が衛生組合に支払っている分担金は、可燃・不燃・粗大合わせて約3億6,000万円、前述の単純計算で導き出した約7億円と比較することは適当ではないかもしれませんが、単純計算の結果でも、約2倍のコストと言えます。さらに、これは焼却炉を建てるなどといったイニシャルコストではなく、恒常的かつ長期的にかかるコストなのです。

その他のペットボトルやプラスチックごみ、資源物を処理することを考えれば、その処理費用は8から9億円を超えることが容易に予想でき、それは現在より4から5億円、あるいはそれ以上のコスト増を覚悟しなければならないことを意味します。

そして、さらに重要かつ現実的な問題は、今後東大和市が自区内でのごみ処理の体制を整えないまま、一部 事務組合を解消するというような事態に陥ったときに、東大和市の廃棄物を受け入れてくれる自治体があるか どうかということです。さきに述べた近隣他市に、東大和市の廃棄物処理をお願いする場合も、受けてくれる 他市があってのことです。一部事務組合の解消は、自治体間の信頼関係を損ねたということを意味し、構成市 以外の自治体からも信頼されなくなる可能性が高いということを意味します。

またこのような信頼といった感情的な問題があるだけではなく、現実的な問題として廃棄物の処理に関して 余裕を持って他市、すなわち東大和市の廃棄物まで受け入れることのできる自治体が近隣にないという状況か ら、東大和市の廃棄物については、受け入れ拒否とされ、近隣市以外での処理しか選択できなくなれば、東大 和市民の生活には、さらに大きな問題と代償が発生することが容易に想像できます。このような状況は、8万 6,000市民の生活を守る上で選ぶべき選択肢ではなく、絶対に回避しなければならないものです。

当然のことながら、廃棄物処理の費用が増大することは、平成28年度の経常収支比率が92.7%となった東大和市の財政をさらに圧迫し、尾崎市長が掲げている日本一子育てしやすいまちづくりはおろか、その他の福祉政策、下水道事業、農業支援、教育関連事業などなど、さまざまな分野に多大な影響を生じさせることは間違いありません。このことからも、3市共同資源物処理施設の建設は東大和市民の安定的な廃棄物処理を維持するだけではなく、東大和市の持続可能な行財政運営にも大きく関係すること、また現実的かつ有効な対案も示されていないことから、この陳情趣旨にあるとおり、建設を推進していくべきものと考えます。

次に、29第7号陳情に関して申し上げます。

本陳情の趣旨は、都市計画決定手続の中止を求めることであります。都市計画決定手続は、東大和市単独の判断で行うものでありますが、陳情理由の中身は全般的に小平・村山・大和衛生組合の事業に関することが述べられており、陳情趣旨と陳情理由がかみ合っておらず、本陳情は、小平・村山・大和衛生組合議会に対して行うべきものと考えます。しかしながら、本件については、29第6号陳情と同様に多くの方が署名されており、この3市共同資源物処理施設の建設に関しては、多くの方の興味関心があることから、各陳情理由について、私たちの見解を述べさせていただきます。

まず、陳情理由の1で、3市共同資源物処理施設の建設について、地域住民の理解を得られていないまま進 められていると記載されていますが、本当にそうでしょうか。建設に反対の立場の方の中には、平成22年6月 の庁議決定や平成25年11月29日付の確認書を根拠として挙げてくる方がいらっしゃいます。この事業の経緯に ついて、過去の事実を持ち出すのであれば、桜が丘の地に高層住宅ができる以前から建設予定地は工業地域で あり、市の暫定リサイクルセンターとして稼働していたという事実も、しっかりと事実として上げるべきです。 このようなこの土地の今までの歩みの現実には触れず、近隣に廃棄物の処理施設ができることは認めないとい うのは、身勝手な言い分であると言わざるを得ません。言いかえれば、昔から小学校があった隣に住み始めた 人が、子供の声がうるさい、校庭の砂ぼこりを何とかしろと言うのと同様という感があります。また、地域住 民の理解については、地域連絡協議会の開催がかなり回を重ねてはいるものの、一向に進展がないから理解が されていないと言われる方もいます。しかし、この地域連絡協議会については、もともと建設用地から半径 800メートル内にある住宅の自治会やマンションの管理組合44団体に対して案内が出され、当初の参加団体は 20団体であったと伺っております。このような状況、すなわち当初から不参加であった半数以上の24団体につ いては、どのように受けとめたらよいのでしょうか。この計画について一定の理解があったから、または行政 が行うことに一定の信頼を持っていたから、この24団体は不参加だったと考えるのが自然です。また、現在の 地域連絡協議会への参加団体については、当初の20団体から13団体へ減少している状況を鑑みれば、地域連絡 協議会開催が回を重ねることにより、地域住民の理解は進んでいるとも言わざるを得ません。

また、陳情理由1の中で述べられている協議会の中で緊急動議が出され、その趣旨が決議されたことの件についてでありますが、そもそも協議会は、設置要綱にあるように議決機関ではありません。したがって動議の内容につきましては、何の拘束力もなく、1つの意見ということになります。また、先日の建設環境委員会では、協議会の会長みずから、協議会が議決機関ではないことを承知していること、動議についてはアンケートと同じように扱ってほしいと言われていることが述べられたとの答弁がありました。この動議の内容について詳しく触れることはいたしませんが、44団体中のわずか13団体からの参加者14名による採決で、賛成10、棄権4、反対0という記載になっており、実際に協議会には決定する権限がないにもかかわらず、あたかも協議会

の参加者が8万6,000市民の代表で、協議会の決定が全てであるような書かれ方がされております。協議会の参加者、またそれに賛同している議員には、協議会としての権限を逸脱せず、自分の立ち位置からの視点だけではなく、広く、また長期的な視点に立ち、自分たちだけ、あるいは参加者だけが正しいとするような主張だけにとどまらず、自分たちが排出する廃棄物処理の将来について、協議会に参加していない市民の皆様がどのような思いを持っているのか、広く意見を集約し、真摯に向き合っていただく機会も持っていただきたいと思います。

また、陳情理由の2では、3市共同資源物処理施設について、陳情者は必要のない施設であるとしております。本当に必要のない施設であれば、代替地の検討の必要性、地域住民の理解の必要性ということは矛盾したものになると考えます。東大和市民の一般廃棄物の処理には、この施設が必要だと考えているから、代替地、市民の理解を得た上で、建設するべきということになるのではないのでしょうか。必要ないのであれば、どこに建設するのであっても、建設には反対とならなければ合理性は担保されません。また、施設が必要ないとするならば、施設を持たない中でどのような手法を用いて、幾らのコストで、現在の8万6,000人の東大和市民、また一部事務組合を組む3市34万市民が排出する廃棄物をどのように処理を進めていくのかを明示する必要もあると思います。さらに、その案は中島町にある焼却施設の更新が必要な平成33年までに確立できるものでなければなりませんし、それは行政の責任だとして片づけることは、極めて無責任な言動と言わざるを得ないものであります。

一般廃棄物の処理経費につきましては、さきの29第6号陳情のところで述べさせていただきましたが、この7号陳情では、3市資源物処理施設を建設すると、年間2,000万円のコスト増となるという数字がひとり歩きしているようです。仮に施設建設が頓挫したときに想定される最悪のシナリオを考えた際に、どのくらい市民の税金が投与されなければならないのかという視点が不足しており、この点においても広い長期的な視点を持っていただきたいと思います。

陳情理由の3では、基本構想での13億2,000万円から25億4,000万円へとコストが増加したことが書かれており、組合から概略説明はあるものの、具体的詳細な開示がないとなっています。一定の詳細説明は、今後必要であると私たちも考えますが、この経費増の内容は、住民の健康被害を極力軽減されるため、VOC対策をより強化するための設備費による増加であることが再三にわたり説明されているところです。その説明の程度によって、あたかもそのことが賛成、反対を左右するかのような大仰な表現からは、陳情者は反対のための反対をしているのではないかと残念ながら思わざるを得ません。またVOC対策について、絶対安全なのかという質問も議員からあったと記憶しておりますが、この対策は組合として、現時点で取り得るベストな方策であることと認識する必要があります。

最後に、本件で我々が最も重要視しなければならないことは、小平の焼却施設は平成33年をもって使用できなくなること、その前に施設更新の体制が整っていない場合には、3市で構成されている一部事務組合における信頼関係が消滅してしまう危険性が高いこと、またその結果、市民が排出する廃棄物が従来どおりに処理されなくなる可能性があるということであります。

住民の理解を得ることは大切であり、それを怠っていいことだとは思いません。しかし、時間というものは とめることができないものであり、確実に施設の使用可能な時間は減少していくのです。施設建設に反対を唱 えている方は、平成33年までの時間軸の中で、現在市で進めている施策に勝るような現実的な具体策を示した 上で、自分たちの方向性を示していただくことを要望します。 また、今回の陳情審査の中で、市内の国有地を活用して焼却施設を建設したほうがよいという意見も出ましたが、現在市民の方からそのような希望が公式に提出された事実はありません。現在の3市共同資源化施設建設用地から道路1本隔でたところに、計画されている2品目の圧縮こん包施設ではなく、廃棄物の焼却施設を建てようとすることは、住民理解のために今まで以上に多くの時間をかける必要性があり、現在の焼却施設の更新期限の平成33年までに実現できる可能性は、極めて低いと思います。

3市の信頼関係を維持し、周辺ほか自治体からの信頼を損ねることなく、毎日必ず排出される廃棄物の処理 が安定的になされるためには、今現在計画されている方針に従い進めていくことが、現時点で考えられるベス トな方策であることを申し添えて、以上討論といたします。

[9 番 和地仁美君 降壇]

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番(荒幡伸一君) 公明党の荒幡伸一です。私は、公明党を代表して、29第6号陳情 (仮称) 3市共同 資源物処理施設に関する陳情に反対し、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関す る陳情に賛成の立場から討論をいたします。

私ども公明党は、平成22年第1回定例会において、小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設リサイクルセンター建設について、抜本的な見直しを求める決議を当市議会に提案し、この決議の趣旨に沿った主張を一貫して訴えてまいりました。ここで、改めてその決議の内容を読み上げます。

小平・村山・大和衛生組合は、小平市、武蔵村山市、東大和市の3市による一部事務組合として昭和40年に 発足して以来、45年にもわたって安定してごみ処理事業を担っており、3市の市民は、その利益を共有してい るところである。現在、小平・村山・大和衛生組合においては、昨年3月に取りまとめられた3市共同資源化 推進市民懇談会の報告書を受けて、3市共同資源化施設計画の取りまとめが行われ、中でも、東大和市の桜が 丘にある東大和市暫定リサイクルセンターの土地に、3市共同資源物処理施設(リサイクルセンター)を建設 するとの構想について、慎重な議論が行われていると認識している。衛生組合においては、短期的には、粗大 ごみ処理施設の建て替え問題、中長期的には、ごみ焼却施設の更新などが大きな課題となっており、これらの 課題を解決するために、3市共同資源化施設計画を進めることは当然に必要なこととして考える。しかし、同 時に、3市共同資源物処理施設(リサイクルセンター)を建設する構想については、想定地とされている場所 の立地条件、土地の大きさによる制約、周辺環境に与える影響、建設コストの3市の市民負担、将来の国のリ サイクル政策に関する不透明さなどの点から、新たに恒久的な施設を建設することは、現下の経済情勢の上か らも、再考すべきである。また、このような計画を進めるにあたっては、想定地とされる周辺住民はもとより、 構成3市の多くの市民の理解と協力が得られなければ成しえないものであり、この問題について、慎重な取り 扱いを求める陳情が、当市議会において採択され、衛生組合議会においても趣旨採択されていることも踏まえ、 対応すべきである。よって、東大和市議会は、小平・村山・大和衛生組合に対して、以下の点について、取り 組まれるよう求める。

一、小平・村山・大和衛生組合は、組合が本来目的とする構成3市のごみ処理事業を安定的に行えるよう、 事業の適正な執行を行うこと。

二、3市共同資源物処理施設(リサイクルセンター)建設については、3市共同資源化推進市民懇談会で出された市民代表の意見を尊重し、白紙を含めた抜本的な見直しを行うこと。

三、プラスチックごみの圧縮処理を伴うリサイクルについては、新たに恒久的な施設を建設することだけでなく、民間委託などを中心に、低コストで行うこと。

四、これらの内容について、早期に組合内で合意を図り、公表すること。

この決議は、当時の東大和市議会の議決を得た意志であり、私ども公明党の考えも、この内容に集約されております。

小平・村山・大和衛生組合においては、平成26年2月より約3年7カ月、45回にわたって3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を開催し、地域住民の理解を得る努力を重ねてこられましたが、この間の議論の様子を見る限り、地域住民はもとより、広く3市の市民に対して、本事業の必要性について合理的な説明がなされ、理解が得られているとは言いがたい状況が続いております。本協議会に参加されている地域住民の皆様は、行政側の説明に対して一切聞く耳を持たず、一方的な反対を唱えているわけではありません。これまでの衛生組合及び3市との間で重ねてこられた議論の内容を踏まえ、長期的なごみの減量施策やごみ処理事業のあり方について、みずから詳細な調査を行い、真摯かつ丁寧な質問を重ねてこられました。その中で、施設の必要性や周辺環境に与える影響、民間委託とのコスト比較や長期的な市民負担などについて、合理的な説明を再三にわたって求めてきたにもかかわらず、それらの疑問に答えられているとは思えません。地域住民の理解を得ることを前提に事業を進めるとした4団体での基本事項確認書をみずから破棄し、強硬な姿勢で進めようとするやり方では、地域住民の理解が得られないのも当然のことであり、このような余りにも理屈の通らない不誠実なやり方では、本事業を進めるべきではないと考えます。よって、29第6号陳情に反対し、29第7号陳情に賛成するものです。

以上です。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[6 番 大后治雄君 登壇]

〇6番(大后治雄君) 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表し、29第6号陳情 (仮称) 3市 共同資源物処理施設に関する陳情に賛成の立場で、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理 施設に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、まず29第6号陳情 (仮称)3市共同資源物処理施設に関する陳情についてであります。

本陳情者の願意は、市民が排出する廃棄物が将来にわたり安定した処理が行えるよう推進してほしいことであり、市内全域8万6,000市民全ての望みであることは明白であります。さきの委員会審議で、3市共同資源物処理施設建設とごみ焼却施設更新の関係性について、施設整備を進める上で2つの事業を切り離しては考えられないことや、建設計画が進まなかった場合、並行して進めている2施設に影響を及ぼし、小平市及び武蔵村山市との信頼関係が損なわれ、3市で構成している一部事務組合が存続できなくなることなどから、東大和市の安定したごみ処理事業実施が困難となり、市民生活に多大な影響を及ぼすことが改めて確認されたものと考えます。

ところで、物事は総合的に、俯瞰的に、そして長い目で見て考えなければなりません。当市の廃棄物処理を他市に依頼した場合の経費として、平成28年度の可燃ごみ排出量1万4,462トンから試算すると、年間7億円を超える見込みとなり、同年度に小平・村山・大和衛生組合に支払った分担金3億6,158万円のおよそ2倍になると推計されることが明らかとなりました。これに粗大ごみ等の処理費用を加算すると、年間10億円を超えるのは間違いないところであります。

また、3市共同資源物処理施設建設費が基本構想の13億2,000万円から、契約時では25億4,000万円となっておりますが、仮に一部事務組合が存続できずに当市の廃棄物処理を他市に依頼した場合と、現在の場所で現組合としてごみ処理施設更新及び3市で実施した場合の経年の経費を比較してみたところ、前者のランニングコストに対し、後者のイニシャルコスト及びランニングコストが十数年で分岐点を下回る結果となり、将来にわたり安定した廃棄物処理を行うには、経費面から見ても3市共同資源物処理施設の建設を進め、現組合施設の更新を行うことが望ましいと考えられます。

ただ、その一方で、3市共同資源物処理施設は不必要であると施設建設に反対の方々がいらっしゃるのも事実であります。そこで、市には、より誠実に、より丁寧にわかりやすく説明する対応に努め、1人でも多くの方々に御理解いただけるよう求め、本陳情に賛成するものであります。

次に、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情についてであります。 本陳情者が懸念されている経費面の負担増については、29第6号陳情で申し述べましたとおり、3市共同資源物処理施設建設を進め、これまでどおり小平・村山・大和衛生組合での廃棄物処理を維持するほうが望ましく、よって都市計画決定手続を進めるべきと考え、本陳情に反対するものであります。

[6 番 大后治雄君 降壇]

以上であります。

- [2 番 尾崎利一君 登壇]
- ○2番(尾崎利一君) 日本共産党を代表し、29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情に 反対、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に賛成の立場で討論します。 先ほど29第7号陳情について、衛生組合に提出すべきものであるかのような発言がありましたが、この陳情 は東大和市に対して都市計画決定の手続を中止するよう求めるものであり、東大和市議会で審査すべきものと いうふうに考えます。

今、議会のあり方が問われています。3市市民の排出する廃棄物を安定的に処理することは、政治の責任です。ごみになるものを極力つくらせない、製造者責任を厳しく課すとともに、行政及び市民も責任を果たさなくてはなりません。しかし、健康・環境被害や必要性、立地などを理由に廃プラ施設の建設に反対することをもって、廃棄物の安定した処理を否定し破壊するものであるかのような主張には道理がありません。行政の論理に安易にくみするのではなく、周辺住民の皆さんの反対理由に道理があるかどうか、行政の判断と対応が適切なのか、厳正に議会としてのチェック機能を果たすことが求められると考えます。

第一に、施設の安全性、健康・環境被害にかかわる問題です。当市議団は、杉並病、寝屋川病と言われた揮発性有機化合物由来の健康被害の調査のため、杉並区に1回、寝屋川市には2回視察に行きました。小平市と武蔵村山市、東大和市の3市と衛生組合の4団体は、活性炭と光触媒をもって揮発性有機化合物による健康・環境被害対策としていますが、これで大丈夫だとは説明していません。周辺住民の皆さんの懸念を払拭はできないのです。寝屋川市内の廃プラ施設でも、11の化学物質については基準以下だということになっていますが、特定できない物質、つまり未知の化学物質が市役所付近の2倍にも達しており、空気が拡散せずに地表に沿って数百メートル離れた住宅地域へ這い登っていることが調査でわかっています。そして、シックハウス症候群のような症状が、広範に1,000名規模で見られます。大量の痰や目やに、咳がとまらず発熱したり、顔や体に湿疹等ができるなど、たまらず引っ越された方もいらっしゃいます。隣に特養ホーム、裏に社宅、近隣にマンションや学校給食センターといった桜が丘のような立地で、周辺住民の皆さんが反対をする。これは道理のあ

ることだと考えます。杉並区の中間処理施設は閉鎖されました。寝屋川市の施設は、4市でつくったものなので簡単ではないようですが、住民の皆さんの粘り強い反対運動の中で、新市長が、この施設をなくしてサーマルリサイクルに転換する意向を示しています。その転換によって、焼却施設に支障は出ないと言っています。寝屋川市の住民の皆さんからは、一度つくられてしまうと引き戻すのは大変だから、つくらせないように頑張ってほしいとも言われました。

第二に、行政の側に負の遺産があるということです。暫定リサイクル施設は、日量5トン以上を扱っていたので、看板を掲げて操業しなくてはならなかったのに、覆面施設になっており、指摘を受けて慌てて看板を掲げたり、建築基準法違反が明らかになって建て替えたりと、市民の理解を得るどころか、それに逆行する事態が続きました。ガラガラという缶の騒音や瓶を屋外で割る騒音などについて、周辺住民から苦情が寄せられた折、小平市のように吸音パネルを設置するなどの対応を求めたところ、暫定施設なのでお金はかけられないと市は答弁しました。これまでまともに運営できないのに、これからきちんとやりますと言っても、なかなか信用してもらえるものではありません。こうしたこれまでの経緯もあって、住民の皆さんの理解を得るには、本当に丁寧な対応が求められていました。

ところが、第三に、行政は住民と向き合うことを避け続けてきたのです。平成25年の2月、3月に行った住民説明会の資料と説明によれば、平成17年8月23日の組合理事者会、3市市長で構成されていますが、ここで資源物共同処理の用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を借用することが合意、確認され、平成19年12月25日には、3市共同資源物処理施設用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を活用することが確認されていました。ところが、平成19年3月に調査報告書が完成した後の住民説明会では、想定地というのは、ここに建てるという意味ではなく、もしここに建てたらこういう感じになるよということと説明をしていました。同年12月の3市市長の合意に基づいて、翌年、3市共同資源化推進市民懇談会への参加が周辺マンション自治会等に呼びかけられ、何のことかわからない、説明してということで、衛生組合と市が説明しました。そのときも、もしあそこを活用するのであれば、どんな施設ができるのか、またはできないのかを詰めていこうということだという説明です。住民に隠し続けていたわけです。ようやく平成25年1月8日の3市の市長の合意で、住民の理解を得ることを前提、住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手するとされ、同年2月から3月にかけて8回の説明会が開催されました。

しかし、これだけです。やっと周辺住民に正面から向き合う姿勢を見せたかと思ったら、わずか2カ月8回の説明で、この立場を放棄し、7月の推進本部の報告では、地域住民の理解が得られたとは言いがたいとしながら、必要不可欠な施設であることから、3市共同資源物処理施設の想定地での建設を進めていくことを3市市長及び組合管理者で再確認するとされ、8月に3市市長も参加した住民説明会が行われ、住民の理解は得られていないけれど、必要なのでやるよという宣言が行われました。

市は、市民から開催の要望がなかったので、8回の開催にとどまったと答弁しましたが、理解を得られていないと判断したのなら、理解を得られるように努力するのは、行政の側の責任ではありませんか。住民の理解を得ることを前提との立場を放棄した責任まで、市民に転嫁しようというのでしょうか。

理解に向けて十分な説明と話し合いが行える時間がなくなったとすれば、それは住民のせいではありません。 ぎりぎりまで住民に正確な情報を隠し続けた行政の側に責任があります。やっと態度を改めたのかと思ったら、 わずか2カ月の取り組みで見切り発車です。信頼を裏切り、住民の理解を遠ざけたのは東大和市も含めた行政 の側であることは明白です。この施設整備に反対することが、衛生組合の解散につながり、その責任があたか も反対住民にあるかのように論ずることは、全く不当な言いがかりだと言わなくてはなりません。

そして第四に、施設の必要性や経過を巡って、周辺住民のみならず、多くの市民から行政の判断が不適切だという指摘が広がっていることです。健康被害の懸念については、さきに述べました。また新焼却施設の処理量を減らすために必要と言いながら、廃プラ施設による減量効果は2%にとどまることが明らかになる一方、廃プラ施設の処理量予測がずさんなものであることも指摘されています。東大和市は、処理量予測のもととなる組成分析を今後何回か実施するよう求めると答弁しましたが、既に施設の処理上限は決定されているのです。全くずさんだと言わざるを得ません。マテリアルリサイクルといっても、ほとんど燃やされており、サーマルリサイクルすべきという質問についても、4団体の方針という以外に合理的な説明がなされていません。建設費が2倍に膨れ上がったことも懸念と不安を広げています。

こうしたもとで、このまま廃プラ施設建設を強行するための都市計画決定の手続を中止するよう求める陳情には理があり、採択すべきと考えます。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。

29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情に賛成、29第7号陳情 小平・村山・大和衛 生組合資源物中間処理施設に関する陳情に反対の立場で討論します。

まず、ごみの処理に関して、私の考えを述べさせていただきます。

理想として目指すべきは、ごみを出さない生活を送ることです。さきの時代のように、生ごみは土に返し、 木や紙は庭先で燃やす、しかし、そのような生活を送ることは、今のような暮らしを続ける限り難しいことで す。できるだけプラスチック類やペットボトルや化学物質が含まれるものを使わないような生活を送ろうとし ても、私たちの身の回りにはそういった製品があふれています。

では、それらを廃棄するときにどのようにするかですが、私は焼却することはできるだけ少なくしたいと考えます。確かに、現在の容器包装プラスチックのリサイクルに関しては、不合理な部分が多々あると思います。リサイクルといっても、プラスチック製品として生まれ変わるのはわずかで、多くは炭酸ガスにしたり、燃料として燃やされています。それなら、わざわざ分別するよりも、分けずに全て燃やして熱回収をするサーマルリサイクルを進めればよいという考えもあります。しかし、先ほど述べたように、私は基本的には焼却するのは最小限にしていくべきだと考えます。

その理由の1つは、化学物質の塊であるプラスチック類を燃やしたときに排出されるガスについて、微量ながらさまざまな物質が出ているからです。また、 CO_2 の排出も当然ふえます。燃料として燃やせば、その分ほかのエネルギー消費を抑えることにもなりますので、同じ焼却でも焼却炉での焼却と燃料としての焼却では違いがあります。そして、何より容器包装プラスチックを焼却すれば、ごみ減量化はますます進まないと考えます。焼却よりはリサイクルを進めるという組合の姿勢には賛同いたします。

また、ごみの施策については、ごみの減量化が何よりも必要です。日々出し続けるごみを減量するための施策を東大和市では有料化とあわせて推進してきました。その成果もあらわれてきているところです。その施策を3市で共有し統一していくことで、3市のごみを減量していかなければなりませんが、東大和市は積極的にごみ減量化のノウハウと有効性を他の2市にも伝えて推進していくべきです。容器包装リサイクル法や廃棄物処理法にのっとって進めてきた3市共同資源物処理施設は、日々排出されるごみを衛生的に処理するために建

設すべきです。

一方で、ごみ減量を一層進めるためには、拡大生産者責任のあり方を見直す必要があります。そして、何より消費者が何を使うか、その行動により変えていかなければなりません。手間を省き、便利さや見栄えや衛生さや安さを求めた結果、使い捨て容器や個別包装の商品が爆発的にふえました。その廃棄物処理を自治体がどこまで担うのか、その方法については自治体間で統一されていない現状も混乱を招いています。

使用している原材料も細かく分ければ多岐にわたります。廃棄するときのことを考えた商品づくりを進めていく必要があります。分別してリサイクルを進めたからといって、ごみがなくなるわけではありません。必要なものは使わないリデュース、繰り返し使えるものは使うリユースを進めていくことで、総合的にごみ減量を図っていかなければなりません。

また、ごみ処理には多額の費用がかかっていることを客観的なデータとして公表していくことで、市民の 方々の意識も変わってくると思います。経費をわかりやすく伝え、減量されたらその効果はどうだったのか、 その減量された分の金額でほかの事業の実施ができたら、減らしがいが出てくるのではないでしょうか。

次に、周辺住民の方からの環境への懸念について述べたいと思います。

計画されているリサイクルセンターの敷地面積は、3市34万人の処理場としては確かに狭いと感じます。周辺には集合住宅も多くあります。そのため、大気汚染防止法の対象施設にはなりませんが、VOC対策を施した施設の建設を予定しています。全く排出しないというわけでないという職員の答弁は、誠実だと考えます。なぜなら、VOCはさまざまな生活環境の中でも測定されるものだからです。今後とるべきは、施設稼働後、万が一基準値を超えるような場合、直ちに稼働を中止し、原因の究明と対策を行い、速やかに公表していくという体制をつくることだと考えます。

最後に、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会について述べさせていただきます。

45回を超え、参加された住民の方々の熱心なお取り組みには頭が下がります。しかし、回数を重ねても合意に至らない会議は、住民の方々にとっても組合側にとっても不幸な状況になっていると思います。意見や立場の違いがあるのは当然ですが、それ以前に、まず何のための協議会なのかその目的とするところからボタンのかけ違いが起きているのはないでしょうか。そして、この3市共同資源物処理施設建設に関する議決機関である組合議会と連携のとれていない協議会の話し合いは、ガス抜きとしか思えません。協議会をつくる際、私は住民の方々の懸念や御意見が反映されるような会を求めて賛成しました。しかし、想定地からの見直しを求める再三の住民の声はほごにされ、そこまで計画に立ち戻れなかった組合と組合議会の対応が変わらないまま進められてきた結果が、現在の状況だと考えます。

これまで組合理事者側は、周辺住民の理解が十分に得られていない状況もあるが、必要不可欠な施設だから 建てるということを4団体で確認していると説明してきました。周辺住民の理解が得られるような努力はどれ だけされてきたのか疑問に思います。

また、私は必要な施設だと考えますが、不可欠かどうかは疑問に感じています。なぜなら、現在の当市での容器包装プラスチックは民間事業者で処理していただき、なおかつ経費も直営で行うより少なくできていると考えるからです。しかし、現在は市外の事業者に頼っています。市内にそのような事業者を育ててこなかったということも1つの原因になると思いますが、今後近隣市外の事業者やその立地自治体に受け入れてもらえるか、また仮に受け入れてもらえたにしても、遠くなればなるほど運搬経費もかかってきます。15年後、20年後と考えた場合、果たして民間事業者のほうがよいという確信が私自身は持てません。

以上のような理由から現状を考慮し、ほかの選択肢を選ぶことにつき、疑念を払拭できないことから、現在 計画中の施設建設に賛成し、第6号陳情に賛成、第7号陳情に反対いたします。

以上、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

[21番 床鍋義博君 登壇]

〇21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど討論された方の中で、前市長の例を挙げておりましたけれども、過去に行った一市長の行いの結果、 感情的な問題があったということですが、そのことと現住民がその責めを負うということに関してのつながり が全く理解をできません。そもそも行政が感情で行政を行っていいのでしょうか。また、将来にわたり、市民 が排出する廃棄物が将来にわたり安定した処理が行えることを反対しているわけでもなく、そのことの前提と なっている(仮称)3市共同資源物処理施設の建設が前提となっていることから、6号陳情に反対するもので ありますから、いい加減なこじつけはやめてほしいというふうに思っております。

これまで、(仮称)3市共同資源物処理施設建設整備地域連絡協議会、これ45回ぐらい行っております。私も数えてませんけれども、大体7割方傍聴に行っておりますけれども、先ほど討論された方は、一度としてお会いしたことがありませんので、できれば住民の方の意見を、反対する住民の方の意見もしっかりと聞いてから討論されたほうがいいのかなというふうに思っております。代案を出せとおっしゃっておりましたね。私の一般質問、これまで何度となく代案を出しておりますので、私の一般質問を聞いていれば、そのようなことは言えなかったのかなと思うんですけれども、聞いていなかったのか、聞いていて忘れていたのかわかりませんけれども、ちゃんと私の一般質問の過去の議事録を読んでいただければなと思います。

私たちが日々排出する廃棄物は、廃棄物処理に関する法律により地方自治体が行うものとされている一方で、廃棄物やリサイクルについての方針は国が決めるといういびつな関係でもあります。特に今回問題となっている3市共同資源物処理については、容器包装リサイクル法を中心としたリサイクルに関する諸問題が絡んでおります。容器包装リサイクル法は、これまでごみ処理を地方自治体へ丸投げしていたところに、その処理費用を容器包装を排出する生産者や流通業者、この多くは企業ですけれども、これに負担させることを目的として制定さ

処理に関する負担は軽くなるはずでした。しかしながら、現実にはそうなっておりません。その理由の1つとして、企業の費用負担が異常に低いことが挙げられます。本来、リサイクルしやすい容器包装に移行するためには、この費用負担が適切でなければ機能しません。金額が適正であれば、企業はリサイクルしやすい容器、リターナブル瓶、紙パック、その他プラスチックであっても業界で規格を統一し、同じ成分のものをつくっていく流れができるはずですが、現時点ではこの金額が低いため、各企業がそれぞれの会社の都合で成分もばらばらでリサイクルされにくい容器包装をつくり続けております。

れました。いわゆる拡大生産者責任と呼ばれるものです。この法律の理念が実現されれば、地方自治体のごみ

それでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、廃棄物の最終処理を丸投げされている地方自治体はどうするべきでしょうか。まず、廃棄物の大もとである廃掃法や容器包装リサイクル法を拡大生産者責任の方向に持っていくように働きかけることは当然であります。現実的な対応としましては、より民間企業に実質的な対応を求めていくことも必要であります。我々市民も容器包装は全て購入したお店に返却することができれば、そもそも地方自治体が容器包装プラスチックを処理する必要がなくなります。行政は、そこに向かって

いくための施策をしなければなりません。今のところは、全てのお店で容器包装プラスチックを引き取るところまでにはいっておりませんが、大手スーパーを初め、一部店舗ではペットボトルや容器包装プラスチックの回収を行うようになってきました。廃棄物に関する産業を静脈産業とも呼びますが、この静脈産業のところに民間企業を引き入れることで、本来のリサイクルが成立してきます。地域によっては、近隣にリサイクル業者がいなく、地方自治体が処理施設をつくらざるを得ないケースもあります。少なくとも、東大和市を取り巻く地域を見渡した際には、この静脈産業をなりわいとしている民間企業がある程度あり、また大手スーパーでも容器包装プラスチックの回収を行っております。もし、多額の費用を使い、(仮称)3市共同資源物処理施設をつくってしまえば、この施設で安定的に大量の容器包装プラスチックが処理されることとなります。もちろん、全国でも同様の施設はあります。しかし、それでリサイクルが進むのでしょうか。逆に行政が安定的に行うことで、拡大生産者責任を問う方向と逆行しないでしょうか。本当に持続可能な社会を目指し、本来の意味でのリサイクルを行うためには、民間の動きを促進する方法をとるべきです。

以上、29第7号陳情の賛成討論といたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

第44号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(押本 修君) 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

日程第 6 第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

日程第 8 第32号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第33号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 第34号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(押本 修君) 日程第6 第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第11 第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 6 議案を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、決算特別委員会委員長、尾崎利一議員の報告を求めます。

[決算特別委員会委員長 尾崎利一君 登壇]

○2番(尾崎利一君) ただいま議題に供されました6議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月19日及び20日の2日間にわたり、付託されました第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

O議長(押本 修君) 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思いますが、これに御異議ございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

[決算特別委員会委員長 尾崎利一君 降壇]

〇議長(押本 修君) 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番(森田真一君) 日本共産党東大和市議団を代表して、平成28年度一般会計決算及び同国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各事業特別会計決算に反対し、区画整理事業特別会計決算に賛成をし、討論を行います。

初めに、なぜ私どもがこの5会計に反対するかということをお話しさせていただきます。

平成28年度はどういう年であったか、25年から始まったアベノミクスのもとで、大企業や大株主には富が集中する反面、勤労者や中小零細業者にとっては、消費税率8%への増税によって、暮らしや営業が痛めつけられた年でした。政府も想定外だったという増税による消費への影響は、一向に回復せず、二度にわたり増税の延期を余儀なくされました。政府は、戦後3番目に長い景気回復期が続いていると言っていますが、マスコミは個人消費も実質賃金も伸びていない、実感なき景気回復だと批判をしています。市の資料でも、市民1人当たりの所得金額は、28年度までのここ数年、所得はほぼ横ばいでした。景気動向にかかわらず、市民の暮らしに貧困と格差が広がっています。全世帯の3分の1が貯蓄ゼロの世帯であり、失業や病気、家族生活の変化など、ささいなきっかけでたちまち貧困状態に滑り落ちるケースも珍しくありません。

28年度、国保税と下水道料金の値上げにより、決算ベースの影響額で国保は4,819万円、下水道は1億7,400万円、合計2億2,219万円の負担増を市民に負わせました。所得が伸びないのに、これまでよりも公的支出がふえれば、その分消費に回るお金は減って、暮らしは困窮します。さらに、高校生の奨学金貸付の全廃や高齢者の入院見舞金の全廃、敬老祝い金の対象縮減などを行い、厳しさにさらに追い打ちをかけました。

一例を挙げれば、国保税値上げ前の議会の質疑で、自営業者45歳、夫婦と子供2人の4人家族で所得183万円の世帯で、国保税を含む税と社会保険料負担はどれほどになるのかと問いますと、国保税だけで23万8,700円、総額61万2,860円、国保税だけで所得の13%、総額で所得の3分の1を負担しなければならず、月の可処分所得は10万1,428円となりました。この所得183万円以下の世帯は、国保税の法定軽減が適用される低所得世帯であり、国保加入世帯の4分の3を占めています。4人家族が月10万円でどうやって食べていくことができるでしょうか。高過ぎて払えない国保税や介護保険料が、暮らしを苦しめていると言っているのはこういうことなんです。28年度、この世帯には国保税だけで、さらに2万5,800円の値上げがされました。

市政が最も力を注がなければならないのは、暮らしの困窮を和らげ向上させる仕事です。国の意向に従って 日本中の自治体が住民負担をふやすことを競い合えば、結局市民の暮らしを苦しめ、日本経済の6割を占める 個人消費を委縮させ、経済も財政も低迷させる悪循環に陥ります。

日本共産党市議団は、このような市民の暮らしを顧みない負担増路線には反対です。

次に、子ども・子育て関連施策について申し上げます。

貧困の広がりは、とりわけ子供の貧困が依然深刻です。東京都が昨年、子供の生活実態調査を実施しました。小中学生のいる世帯で、この1年間で金銭的な理由で必要な食料が買えなかった経験があると答えたのは約1割、15歳から23歳の若者がいる世帯では、経済的理由で必要と思うときでも医者にかかることができないことがあると答えたのが4%、低所得者とひとり親世帯では、約1割あったと報告をしています。18歳以下までの医療費無料化を求めます。

先日もOECD加盟国中の比較可能な32カ国で、日本は対GDP比で教育にかける公的資金が最も少ない国だと報道されていましたが、国の教育国庫補助金の抜本的な改善が求められます。耐震化など、学校施設整備に必要な国からの学校施設環境改善交付金は、28年度は新学校給食センター整備にかかる交付金が不採択となり、市の負担がふえました。今後必要となる事業に対する交付金確保が喫緊の課題です。国への積極的な働きかけを求めます。

また、保育園の待機児解消に努力を重ねているということを評価いたしますが、ことし9月1日時点での実 待機児童数は104人です。児童福祉法で、行政には必要な保育を提供する責任があります。この立場に立って、 ニーズが多い認可保育園を中心に整備を進めることを求めます。 学童保育の整備については、公設を基本とし、ランドセル来館はあくまでも緊急の対応とされるよう求めます。

小中学校の就学援助の認定基準の引き上げしたことを評価し、入学準備金の入学前支給やクラブ活動費、P TA会費、生徒会費等に対象項目を拡大し、子供の学校生活に不自由が生じないよう、引き続き改善を求めます。

小中学校の特別教室クーラー整備、トイレの改修、耐震化などに力を尽くしてきたことを評価をいたします。 次に、国有地・都有地活用について申し上げます。

我が党は、これまで切実な市民要求の実現の切り札となる未利用の国有地、都有地、市有地の活用を訴え、国や東京都にも働きかけを行いながら求めてまいりました。28年度以降、参議院宿舎跡地での特養ホーム等の整備に向けた動きや東京街道団地建て替えに伴う生活支援施設やスポーツ施設の整備、向原団地の創出地での特別支援学校の整備計画など、その姿が次第に明らかになってきました。引き続き必要な福祉施設、認可保育所、スポーツ施設等への活用を求めます。

次に、平和施策についてです。

28年度は日本国憲法発布70年を迎え、市長が旧日立変電所の戦争遺跡の保存を具体化し、推進されたこと、中学生の広島派遣、平和学習の継続や平和首長会議の核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名活動などに取り組まれ、積極的な平和施策を進められたことを歓迎をいたします。

北東アジアで核兵器の存在が大きな問題となっている今、侵略戦争への反省と非核と不戦を誓った平和宣言 都市の首長として、平和を守る立場を改めて表明されることや平和都市宣言を公共施設に掲示することを求め ます。

その他の施策について申し上げます。

市職員に占める臨時職員、嘱託員の割合が57%を超えています。非正規職員の中心は、当市や近隣市の市民でもあります。細切れの労働で人件費を抑え、生活にも事欠き、生活保護の受給まで考えなければならないような官製ワーキングプアを量産することがあってはなりません。自治体での雇用のあり方を真剣に見直すことを求めます。

3市共同資源物処理施設の建設計画については、近隣住民の納得を得られていません。建設の強行に反対をいたします。26年10月から始まった家庭ごみ有料化は、2億円を超える負担増を市民に課しながら、早くも減量効果の限界を見せ始めています。家庭ごみ有料化に反対し、ごみゼロプランの抜本的な見直しを求めます。

近年の時間100ミリを超えるような集中豪雨による新堀や南街などの浸水被害について、雨水貯留施設等の 早急な増設を求めます。

ちょこバス運賃が100円から180円となってことで、外出に支障を来すようになったという高齢者の声は多いです。また、1時間1本では、出先の用事を済ませてまたバスで帰ってくることが難しいため、乗れないという声も少なくありません。交通不便地域も残されています。値下げやシルバーパスの適用、コミュニティタクシーの対応も含め、改善を求めます。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、国民健康保険についてです。

28年度予算委員会で値上げをしないでも7,000万円余りの歳入不足のやりくりをつけられることを計算で示し、値上げに反対しました。決算では、8,300万円の余剰を出して繰り戻していますが、指摘どおり8,100万円

の値上げは必要なかったことは明らかでした。高過ぎて払い切れない保険料の引き下げこそ求められます。一般質問でも触れたとおり、法定軽減はあっても、制度の穴によって所得が低くても制度が適用されない方などへの配慮が必要です。前期高齢者や非正規雇用者など低所得者が偏在し、法定軽減適用者が被保険者の半分近くを占める現在の国保制度のもとで、その矛盾を被保険者と自治体にしわ寄せすることがないよう、国に必要な財源措置を行うよう強く働きかけることを求めます。

また、徴収事務に当たっては、短期証の事実上の不交付は、被保険者の医療を受ける権利を侵害するものとなります。窓口にとめ置くのではなく、郵送により交付すべきです。市民の生活の困難に配慮した総合的な相談・支援の体制を堅持されることを求めます。

1人当たりの医療費の伸びが著しいことが、国保財政の負担になっているのであれば、自己負担に煩わされず、早期に必要な治療を行うことこそ、患者の健康寿命の延伸と重篤化による医療費膨張を抑える有効な手段となるはずです。当面、75歳以上の医療費半額助成制度創設を求めます。

次に、下水道事業についてです。

下水道料金の値上げは、今後の更新費用の財源を税外負担である使用料で負担させるという考えに基づいています。不要不急の新規大型開発事業を中止・抑制し、維持管理、更新事業に対する国、都の補助率を拡充するよう、予算の使い道を切り替えることを求めるべきです。決算委員会では、28年度に値上げを実施したものの、当初の収支計画と比べ、1億1,340万円も減収をしました。その原因について、市は答弁できませんでした。市民から見れば、平均3割もの使用料負担増を課しながら、結果として財政効果が十分得られなかったとして、その分をまた、その後の値上げでカバーすることになりかねません。議会の場でまともに説明しないのであれば、これは市民を軽んずるものであります。大幅な減収の分析と下水道料金値上げの計画の見直しが求められます。

次に、介護保険についてです。

27年から29年度の第6期介護保険計画では、保険料引き上げ額を年1億3,000万円に抑えるとして、27年度当初3億円だった介護保険給付費等準備基金積立金を3年間で全て取り崩す計画となっていました。ところが、平成29年度末の積立金残高見込みは、6億4,500万円余りとなっています。値上げは必要がなかったことは明らかであり、市もこの事実を否定できませんでした。必要な介護を受けられない、保険あって介護なしの状況は、まさに国家的詐欺と言うべきものです。は~とふるが開設されましたが、なお残る特養ホーム待機者180人の待機解消を図るなど、介護を必要とする方が安心してサービスを受けられるようにすべきです。介護にかかる負担は、無年金者や低年金者ではなおのこと重くのしかかってきます。高齢者世帯では、医療費、介護費用の負担から、貧困に陥るケースが少なくありません。保険料が2年納付ができなかったがために、介護サービスが必要なのに3割も利用料を負担しなければならないペナルティーを受けている方が、28年度で10人もあり、実際に3割負担してサービスを利用している方は4人もいることがわかりました。3割負担は滞納を解消しても、半永久的に適応され、介護を安心して受ける権利を奪い、社会保障を破壊するものであり、やめるべきです。

また、介護保険の極めて低い介護報酬により、事業者が慢性的に赤字経営に苦しんでいることや、介護労働者が仕事を続けられない、人を確保できないほどの劣悪な雇用環境に置かれているなどの困難事例も、これまでの一般質問などで、その実態を議会で取り上げてまいりました。

介護保険制度は、個人任せの介護から社会が介護の担い手になるという介護保険の本来の目標から年々遠の

いています。この間の制度改悪は、介護保険をつくった元厚生官僚でさえ国家的詐欺のそしりを免れないと吐露するほどで、制度の構造的欠陥を正すことが必要です。後期高齢者医療では、制度の廃止を求めます。 以上で討論を終わります。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長(押本 修君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 公明党の木戸岡秀彦です。私は公明党を代表して、平成28年度東大和市一般会計歳 入歳出決算の認定及び国民健康保険事業特別会計から、後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決 算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度予算では、日本一子育てしやすいまちづくりに向けて、私ども公明党が求めてまいりました休日保育の実施、認定こども園の拡大、学童保育所における延長保育の実施、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談支援体制の確立、発達障害の早期発見と支援体制の整備、学力、授業力の向上のためのティームティーチャーなどの人員配置の拡充など、数多くの施設の充実が図られました。

また、長年の懸案であった新学校給食センターと総合福祉センターの建設、市役所本庁舎及び現業棟の耐震 工事の完成と3つの大事業を完成させるなど、大きな実績を残すことができました。これは、尾崎市長が一貫 して健全な行財政運営に努め、財政調整基金を初めとする各種基金の積み増しを行うとともに、国民健康保険 税の見直しや下水道料金の改定など、市財政の健全化に取り組んでこられた成果であり、私ども公明党の協議 協調によってなし得たものと高く評価をするものであります。

平成28年度の一般会計の実質収支は14億9,453万円の黒字、単年度収支も2億2,127万円の黒字となり、前年度を大きく上回る黒字額となりました。繰入金については、財政調整基金や施設整備等基金の取り崩しによって24億284万円となり、前年度と比較して14億5,849万円の大幅な増額となりましたが、これは新学校給食センター建設や市役所本庁舎耐震工事の財源に充てられたものであり、適正なものであったと思います。

市議会の中では、基金の積み増しの努力について非難される方もおられましたが、このような大きな事業においては、一般財源としての基金の活用がなされなければ、将来負担となる市債のみに頼ることとなり、将来にツケを先送りすることとなります。今後これらの事業については、間違ってもみずからの実績と主張されないことを切に願うものであります。

一方、新学校給食センター新築工事費や本庁舎及び現業棟の耐震補強工事のため、市債においては臨時財政 対策債10億1,805万円を含む26億6,800万円を借り入れ、平成28年度末の市債借入残高は、約205億2,500万円で、 前年度比6.5%の増となりました。

今後もさらに、公共施設の更新や緊急の災害対応などに備えて、基金への着実な積み立てと市債の適切な借り入れを行い、後年度の公債費の増額を見据えての慎重な運用に努めていただきますようお願いいたします。 財政構造の弾力化を示す指標である経常収支比率は、92.7%と1.9ポイント悪化しました。毎回の決算で指 摘をさせていただいておりますが、東大和市行政改革大綱に基づく徹底した行財政運営の効率化を図るととも に、さらなる指定管理者制度や民間活力の導入によって適正な人員配置と人件費抑制に努められることを求め ます。

歳入の根幹である市税は、前年度に引き続き緩やかな景気回復によって所得環境の改善が進み、127億8,563万円、前年度比2.9%の増となりました。また、従来にも増して、丁寧な納税相談や担当課の徴収努力により、収納率は97%で、前年度比0.6%増となったことは大いに評価をいたします。公明党が求めてきたコンビニ収納やモバイルレジの導入など、納税環境の整備が進んだことで、収納率アップに貢献したものと考えます。

歳出について申し上げます。

総務費では、平和事業における中学生による平和学習及び広島派遣事業が継続して実施されました。毎月文化財ボランティアの皆様の御協力によって行われている、旧日立航空機株式会社変電所の特別公開においては、市の内外から多くの皆様に足を運んでいただいている様子を拝見をしております。これも、公明党が求めてきたふるさと納税を活用して、変電所の保存を進めるための寄附を広く呼びかけることによって、変電所の存在が知られるようになり、一定の周知が図られたものとあると評価をいたします。

当市の戦災建造物は、長い時間の経過とともに、さらにその存在価値を増しています。西の原爆ドーム、東の変電所と言われるとおり、被爆地である広島市との交流をさらに図りながら、都立東大和南公園平和広場で行われる平和市民のつどいの内容の充実が図られ、平和へのメッセージが強く発信されていかれることを大いに期待いたします。

個人番号カードの交付については、9,152枚、10.7%と多摩26市の中でも上位の成果を収めております。マイナンバーカードによって住民票のコンビニ交付や市役所受付における無料の写真撮影を行っていただいたことが成果につながったものと評価をいたします。

広報活動事業における市報の配布においては、これまでも何度も指摘しているとおり、新聞折り込みを中心とした配布では、十分な配布とは言えません。平成30年度には、シルバー人材センターなどを活用しての各戸配布に切り替えるよう重ねて要望をいたします。

防犯対策事業については、青色回転灯パトロールカーによる活動が地域の犯罪抑止力を高めております。車両の更新時には、ドライブレコーダーの搭載を速やかに行い、監視体制の強化をお願いをいたします。また、安全・安心情報送信サービスも防災・防犯のための有効な方法だと思います。広く市民に活用いただけるよう周知の工夫をお願いをいたします。

徴収業務では、丁寧な納税相談と早期対応によって収納率の向上が着実に図られております。平成28年度からは、換価の猶予制度における申請制度が実施されております。やむをえない理由で滞納状態となっている市民の生活再建と納税事務の効率化を図る上でも、換価の猶予制度に関する情報の周知と活用を着実に進められるよう求めます。

次に、民生費では、引き続き保育園の待機児童対策を進め、多様な保育サービスの充実に取り組まれたことを高く評価をいたします。具体的には、こども学園と東大和こども園の認定こども園や、れんげ第二桜が丘保育園、ふたば保育園の小規模保育園の2園の開設によって、待機児童対策に取り組まれました。また、公明党が求めてきた休日保育や病児病後児保育には、利用者に大変に喜ばれております。

高齢者見守りぼっくす事業では、年々独居高齢者などの見守り活動が強化されております。高齢者ほっと支援センターや社会福祉協議会との連携を密にし、高齢者の安心・安全な生活のため、有効に活用されることを

期待します。

衛生費については、オリジナルの健康カレンダーを作成し、乳幼児の予防接種事業の周知や胃がんリスク検査を初めとした各種がん検診の受診率アップのために努力を重ねていることを評価をいたします。がんの早期発見、早期治療につながる市民の命を守る施策として、引き続きの御努力をお願いをいたします。

救急医療体制の整備や祝日など歯科応急診療の施策も、市民の安心感が広がっております。さらに子育てアプリの開始や育児パッケージの配布も行っていただきました。今後も多彩な育児支援を期待しております。

清掃管理事務事業では、ごみ排出カレンダーや「ごろすけだより」によってごみの分別収集や減量施策について、わかりやすい広報がされていることを評価をいたします。不用品回収イベントやフードドライブ実施などの取り組みは大いに評価をいたします。生ごみの戸別収集については、49世帯の状況では効果は少ないものと思います。費用対効果を勘案し、事業の見直しを視野に入れた検討を求めます。

農林業費では、公明党が求めてまいりましたファーマーズセンターの有効活用が少しずつではありますが進んでまいりました。市民農園利用者にとどまらず、広く市民の皆様に御利用いただけるよう、さらなる取り組みを求めます。

商工費では、創業支援事業で新たに市内で起業された方が出たことを高く評価をいたします。今後とも引き 続き創業支援に力を入れて、地域経済の活性化を図られるよう望みます。

商工会補助事業では、商工会と密な情報交換を重ね、市内事業者の経営実態を市としてもきちんと把握していただけるよう望みます。

土木費では、市内の道路の管理、市民から寄せられる大小にわたるさまざまな要望に対応していただいております。今後とも市民生活の安全や利便性向上のため、重ねて尽力くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

また、28年度も桜が丘2丁目に雨水浸透施設を設置し、いちょう通りの雨水排水管の清掃を行っていただくなど、限られた予算の中で市内全域に雨水対策を進めていただきました。ますます猛威をふるう豪雨への対策は、まったなしと考えます。今定例会初日の補正予算には、空堀川流域広域雨水整備調査負担金が計上されるなど、東京都や近隣市と連携した雨水対策がようやく着手されようとしています。今まで以上に、雨水対策の強化を何とぞよろしくお願いをいたします。

街路灯管理事業では、5,986基の街路灯がLED化されたことにより、年間1,670万円の経費削減が図られました。これらの成果を踏まえつつ、公共施設全般にLED照明の活用を進められるよう求めます。

公園管理事業については、東大和市の特色ある公園整備基本方針に基づき、4カ所の公園で遊具の更新など 長寿命化が実施をされ、シンボリックな公園整備の検討も進んでおります。日本一子育てしやすいまちにつな がるよう、さらに市の魅力が増す事業展開を期待をしております。

教育費では、学校教育並びに社会教育の各施策推進において、教育委員会の皆様の常日頃の努力に敬意を表 させていただきます。

さて、平成28年度は新学校給食センターの建設という大きな事業が無事完了し、29年度から新たな体制で東大和市の子供たちの給食が提供されるようになりました。公明党として推進をしてきた事業の完成を高く評価するとともに、その運営については、わずかの事故も見逃さない細心の注意を怠ることなく続けられることを望みます。そして、給食を通して児童・生徒の健康的な成長が図られ、新学校給食センターを活用した食育がさらに進展するように大いに期待をいたします。

通学路等学校安全対策事業では、27年度からお取り組みいただいた通学路防犯カメラの市内50台設置を完了 していただきました。一貫して推進をしてきた我が党として、大変喜ばしく、高く評価をいたします。防犯の 成果も出ておりますので、今後もさらなる設置数増加に向けて、積極的な検討をお願いいたします。

教育センター運営事業では、各施策を推進していただいたことを評価します。特にスクールカウンセラーの 配置、スクールソーシャルワーカーの相談事業で、成長過程でさまざまな悩みにぶつかる子供たちの健全な育 成のために尽力していただいていることを高く評価をします。今後とも未来の宝である子供たちが元気に喜び を持って学校生活を送ることができるよう、引き続きの御努力をお願いをいたします。

情報教育推進事業では、ICT環境の整備と活用を進めていただきました。時代に即したお取り組みを、さらに進めていただきたいと思います。

学力・授業力向上推進事業では、協力指導員、ティームティーチャーの配置をしていただき、基礎学力の向上に努められたことを高く評価をします。また、学力ステップアップ推進地域指定事業並びに理数授業特別プログラムの事業において、特に理数科目の学力向上が図られたことを評価します。29年度以降もさまざまな工夫をしながら、この事業の成果をさらに発展させる意欲的な取り組みを強く望みます。

学校環境整備事業において、第一小学校と第五小学校のトイレの洋式化を初め、耐震化工事、改修工事など 進めていただいたことを高く評価します。特にトイレの洋式化は、子供たちの保護者の方から大変喜ばれる事業です。引き続き、東京都の補助なども大いに活用しながら、力を入れてさらなる事業展開を強く望みます。

就学援助事業においては、近隣他市に比べて手厚い支援を行われたことを高く評価をします。さらに、入学前の援助金支給に向けた取り組みを確実に進められることを望みます。

放課後子ども教室事業については、児童も楽しみにしている事業です。ボランティアの確保も容易ではないかと思いますが、少しでも実施日数をふやせるよう取り組みの強化をお願いをいたします。

地方創生歴史・文化まちづくり事業では、国の地方創生加速化交付金を活用して、郷土博物館と郷土美術園の修繕が行われました。郷土を知ることは、さらに広い世界を知ることの基盤です。郷土の歴史と文化を知り、誇りを持つことが東大和市民としてのアイデンティティを強固にします。その基盤が強固であることが、市民がより広い世界を理解する足がかりになります。また市外に東大和市のよさをアピールする大事なインフラともなります。今後とも、引き続き御尽力をお願いをいたします。

中央図書館管理事業においては、図書館協議会において地区館の開館時間などの見直しについて議論が重ねられました。今後ますます地域での生活と教育と文化活動の拠点となっていくことを、図書館には期待をしております。そのためにも、住民目線、利用者目線を尊重した各種行政サービスの向上にさらに努められるよう、強く望みます。

スポーツ振興事業においては、多くの大会などを通じ、市民の健康増進に資する取り組みを進めていただきました。特に多摩湖駅伝は、市内外から大勢のランナーが集う大会として、年々盛況になってきております。 28年度大会の成功を高く評価するとともに、市内外へのランナーが集い、多摩湖周辺を疾走する多摩湖ランをさらにアピールされるよう御努力をお願いいたします。

国民健康保険特別会計においては、レセプトデータを活用した医療費分析及び保険事業において、ジェネリック医薬品の利用促進が着実にふえ、5,450万円の医療費抑制効果がありました。また、糖尿病等重症化予防プログラムでは、これまでのプログラム修了者53名の中から1人も透析に移行されていないこと、このプログラムが有効であることがわかりました。プログラムに参加される方がなかなかふえない状況ではありますが、

この事業の有効性を広く周知し、糖尿病における透析移行ゼロの記録をこれからもさらに更新できるよう、よ ろしくお願いをいたします。

介護保険事業特別会計においては、介護者のためのケアラー支援を高く評価をいたします。また、地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議や在宅医療介護連携推進のための多職種連携研修会の開催などの取り組みを高く評価をいたします。高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの盤石な構築をよろしくお願いをいたします。

決算特別委員会における審査においては、私ども公明党から数多くの質疑をさせていただきましたが、予算執行における現場での実務を担う課長職の皆様が、業務の詳細について的確に把握し、詳細な説明をいただきました。市政発展と市民サービスの向上のために、職員の皆様が日夜懸命に御努力されていることを高く評価するものであります。尾崎市長が掲げる日本一子育てしやすいまちづくり、さらには人口減少社会にあって、若い世代に移り住んでいただけるような魅力あふれるまちづくりを進めるために、現場で働く職員の皆様が市民の皆様の多様な御意見や御要望に耳を傾け、みずからの創意工夫による業務改善に取り組まれることが期待をされます。私ども公明党議員は、現場第一主義、大衆とともにとの立党の原点のもと、どこまでも市民の皆様お一人お一人の声を真剣に受けとめ、働いてまいる決意であります。

尾崎市長におかれても、平成28年度に花開いた数多くの実績を踏まえ、現場で必死に働く職員の皆様の御苦労に応えるためにも、みずからが市政改革の先頭に立って取り組まれることを望み、公明党を代表しての討論といたします。

以上であります。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

〇12番(蜂須賀千雅君) 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。私は、自由民主党・無所属の会を代表し、平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の28年度決算については、持続可能な東大和市市政運営に向けて、学校給食センターの新築工事、本庁舎及び現業棟耐震補強工事、小学校等における災害対策用マンホールトイレ設置工事、日本一子育てしやすいまちづくりとしての認定こども園における定員拡大や小規模保育園の新規開設、個人番号カードを活用したコンビニでの住民票の写しの交付、市内全域の街路灯LEDの照明化、祝日等における歯科応急診療の継続と健康カレンダーを配布することでの市民の健康維持向上、一部の小学校におけるトイレの洋式化と全校での尿石除去清掃の実施での利用環境と衛生面の改善など、さまざまな施策の実施と充実に関し、理事者及び職員皆様の日々の努力には心より敬意を表させていただきたいと思います。

財政面におきましては、監査委員のお言葉にもありましたとおり、将来にわたり健全であるために民間活力の導入の推進や行政評価制度の推進、歳入の確保、歳出の削減、強固で弾力的な財政基盤の確立に努め、今後も税の重みを認識をした無駄のない行政運営を、この場にて要望させていただきたいと思います。

持続可能な行財政運営を目指し、さまざまな取り組みを行った平成28年度でしたが、その決算審査において 1つの傾向があると感じました。それは、具体的な目標が曖昧な事業については、余り成果が上げられなかっ たということを感じることでございます。厳しい言い方をすれば、実施することが目的化していたのではない かと感じました。例えばごみの減量、待機児童の減少、健康寿命の延伸など長期的な取り組みにおいても、今 取り組むべき具体的な目標、言いかえれば数値目標があるものや、今ある課題が明確なものへの取り組みは一定の効果を上げ、効果的な工夫がされていました。一方で、観光、住みよい活気あるまちづくり、日本一子育てしやすいまちづくりなどに向けた取り組みの中には、効果を感じられないと言わざるを得ない取り組みがあったことも事実です。これら大きな目標は長期的な目標であり、東大和市にとっては重要なものと言えますが、何をもって活気あると言うのか、どのような状態になれば日本一子育てしやすいまちと言えるのかという具体的なイメージ、そしてそれを実現させる具体的な要素について、実際に取り組んでいる職員全員が共通認識を持つに至ってはいない結果ではないかと感じております。例えば市民協働などにもその1つかもしれません。大きな目標を実現させるためには、目標を明確にすることが重要です。余りに目標が大き過ぎるなら、その目標到達に必要な要素を具体化、明確化し、具体的な行動をイメージできるよう、それぞれの期限を設定する必要があります。そして、目標を明確化することは、職員のみならず市民の大きなモチベーションにつながることと思います。

最後に、この国は人口減少社会に向かっており、その影響はもちろん、この東大和市にも押し寄せてまいります。持続可能な市政運営に取り組んでいかなければならないことは明白な事実であり、そのために人を大切に、市民が主役の市政運営を進めていかなくてはなりません。今後も少子高齢化を背景に、社会保障と老朽化に伴う公共施設のインフラ整備の経費が増大をします。時代の変化を敏感に捉え、市民の協力を得ながらさまざまな方々から住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思える東大和市になるよう、それぞれの事業、施策のさらなる充実、また市民との協働をより一層進め、市民福祉の向上と東大和市政のより一層の発展に御尽力されることをお願い申し上げるとともに、尾崎市長を支える与党第一党である自由民主党は、今後とも東大和市のさらなる発展に寄与すると思われる提案、要望を強く申し上げることを、この場にてお約束させていただきたいと思います。

以上で、平成28年度決算認定における自由民主党・無所属の会の賛成討論とさせていただきます。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[6 番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表して、平成28年度東大和市一般会 計決算ほか5特別会計決算に、賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算には、本庁舎や現業棟の耐震補強や改修、(仮称)総合福祉センターの施設整備補助や運営経費、新学校給食センターの建設費と運営準備、そして地域幹線道路の舗装、補修及び改良工事など、持続可能な市政の実現に向けての模索が認められます。そのほか、細かく申し上げれば、市内全域の街路灯のLED照明化や浸水被害軽減を初めとした地域の防災対策の充実、優先施策である子育て支援としての玉川上水保育園での日曜・祝日保育の新規実施や市内11カ所の学童保育所の開所時間1時間延長などの実施も評価するものであります。

財政面に関しましては、平成27年度に引き続き、平成28年度も前年度に比べ市税収入額は増加しており、努力の跡が見受けられますが、一方で、財源における構成比においては、こちらも平成27年度に引き続き減少しており、何らかの対処が必要と考えます。経常収支比率も前年度を1.9ポイント上回っており、当面の目標値である90.0%以内に向けた取り組みの継続も必要であります。今後市債の償還がふえることは確定事項であり、より一層の歳出の縮減とさらなる歳入の確保に向けた努力が望まれます。

当市の人口も予測より早く減り始めた今、魅力あるまちづくりを進め、適者生存にかなう徹底的な模索を求

め討論といたします。

[6 番 大后治雄君 降壇] [22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、平成28年度一般会計及び各特別会計決

算について、賛成の立場で討論を行います。 行政運営は、本来、目先のことに追われるのではなく、将来のまちづくりへの発想と展望が基本になくては ならないと考えます。その意味で地味ではありますが、恐らく東京オリンピック前後にも発生しそうな東京大

震災に備えて、本庁舎及び現業棟の耐震補強等の工事を厳しい財源の中で完了したことは高く評価するもので

あります。

現在は、東京オリンピックまであと何日と楽観的願望ばかりが優先されて、災害など全くありえないような 風潮が強いですが、地震大国日本の歴史を踏まえたまちづくりは、決しておろそかにしてはならないことをあ えて申し上げたいと思います。

次に、この間、尾崎市政は平和への取り組みにも力を入れてきましたが、昨年度は市の指定文化財である旧日立航空機変電所の修繕と保存に向けて基金を創設。広く内外に募金を呼びかけたことも高く評価するものです。東大和市は、多摩の中でも極めて知名度が低いと言われています。しかし、旧日立航空機変電所は、教育出版社がここの小学6年生の教科書にも取り上げられました。また、つい最近出版された、同じく教科書で有名な山川出版の「消えゆく太平洋戦争の戦跡」という本では、本土で言えば、まず注目すべきは旧日立航空機株式会社立川工場変電所だと取り上げられ、さらに、国内ことに首都圏にある戦争遺構が、戦後これほど長く使われるのは奇跡的だ。さらに戦後72年の今日まで残るのは奇跡そのものだと、私たち東大和市民が思っている以上に高く戦災変電所を評価しております。その意味で基金を創設し、ふるさと納税も活用しながら、戦争遺跡の変電所をアピールすることは、平和を訴える自治体東大和市としても最もふさわしい取り組みであると考えます。

以上、2つの例示を示しましたが、尾崎市政が着実に将来を見据えた市政運営を一般会計及び特別会計で行っていることは評価するものであります。

その一方で、苦言を述べれば、廃プラ施設建設問題で過去の行政の混乱を引き継ぐ形で、本来のごみ行政の 展望を明確に打ち出せずにいることは、誠に残念なことであります。加えて述べれば、先ほど建設環境委員会 の陳情に対する討論で、事実と異なるような発言があったので触れておきます。

いわゆる廃プラ施設が当初の予算額より倍増になった理由に、VOCガス対策によって膨らんだような発言がありましたが、小・村・大衛生組合では、東京オリンピックを前にした建設費の高騰によるとの説明しかされておりません。つまり、VOCガス云々ということが実際には触れられておりません。どこでそういう情報があったのか、甚だ疑問であります。

また、東大和市が追い出されて単独になったらどうすると、そうした強迫観念のような形での発想で、他の衛生組合が東大和市のごみを受け入れてくれない、もしくは受け入れたとしても大変多額の費用を要するということの発言がありましたが、しかし、既に衛生組合の新焼却炉の建設計画では、5年間にわたり他の衛生組合に同等のごみの焼却をお願いする計画になっております。そうした計画をよく勉強されてから発言されるよう忠告しておきます。

いずれにしても、将来のごみ行政を見据えることなく、いたずらに莫大な税金を浪費しようとする小・村・

大衛生組合の計画に対して、尾崎市政は歯どめをかける勇気を持って臨んでほしいことを申し述べて討論といたします。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。

平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

新学校給食センターの建設、本庁舎及び現業棟の耐震補強工事、東大和市総合福祉センター は~とふるの 建設など大きな事業が終了した28年度決算ですが、経常収支比率92.7%と厳しい状況になりました。子育て施 策については、国の補助制度が充実したこともあり、子育て支援法が成立する前とは比較にならないような財 源が充当され、保育園や認定こども園の定員増、休日保育の実施、小規模保育園の整備など、子育て支援は充 実してきました。

決算委員会の中で、保育の質の確保、向上を計画に入れるのは難しいというような御発言がありました。私は、これまでもハード面の充実のみならず、ソフト面の質の充実について訴えてまいりました。当市では、個々の職員の力に助けられていますが、市全体の取り組みとして子供の成長をどう考えていくのか、今後に期待いたします。

個別政策について述べます。

まず、総務費、社会保障・税番号制と個人番号カード交付関係事業についてですが、国の押しつけとも思えるような施策に、職員の方々の対応も御苦労されたと思います。システムの最小限の変更にとどめるなど、経費を削減したとの御努力は評価いたします。しかし、導入のための資金は国から補助されるとの説明があったにもかかわらず、システムや機器の賃借料など、毎年1,000万円を超える費用が一般財源から出されていくことがわかりました。市民への広がりも進まないこの制度に、一般財源を必要以上に投入することには、慎重に対応していただくことを求めます。

次に、民生費ですが、総合福祉センター は~とふるが開所して福祉の拠点となるよう期待しているところです。民営となり、全体としての実績が市民からわかりにくくなってしまいましたが、開かれた施設となるよう連絡会などに市民参加ができるよう進めることを望みます。特に市内事業者が少なく、利用者が多い短期入所事業は、施設の活用が進むよう期待します。

障害者計画及び障害者福祉計画の改定を今年度進めていますが、周辺の自治体にある施設の利用が目立つ放 課後デイサービスや短期入所事業やグループホームなどにおいて、移動の負担の少ない身近な地域で利用でき るよう市内施設をふやしていくよう求めます。

次に、公害対策事業ですが、道路の騒音や河川の水質などは日々の生活にかかわる問題です。東京都と連絡をとりながら長期的な計画も視野に入れながら対応していくことを求めます。

次に、観光事業や介護予防事業については、その事業を行うことで、参加人数や経済効果など目に見えるように市内外の方々に伝えることで、費用の適正な使われ方を知り、満足度が上がったり、次への参加意欲へとつながると考えます。相関関係が見られて効果があるとなれば、参加者もふえていきます。事業効果はわかりやくす市民に示していくよう求めます。

次に、教育費では、学力向上の取り組みの成果もあらわれてきています。不登校対策やいじめ防止対策、特

別支援教室などへの取り組みも積極的に行っていただいていますが、人材確保に苦慮している点などもわかりました。特に教育に携わる人材は、子供たちの成長にとって多くの影響を与えるものです。子供たちの指導に適した能力のある人材の確保に、今後とも御努力いただくよう求めます。教育委員会がチームとしてまとまって取り組んでこられた成果は、着実にあらわれていると評価いたしますが、今後さらなるチームワークを発揮し、地域との取り組みへと広げていくことを求めます。

次に、下水道特別会計については、28年度夏に下水道料金改定を15年ぶりに着手し、より適正な運営に向けて踏み出したことは評価します。毎年、歳出の約6割を公債費に充てるという厳しい運営が続いています。料金設定の見直しは、収支計画に基づくものとのことですが、値上げ前の市民への説明とのずれは、次回改定時に影響が出てくると考えます。今後の公会計化に向けて、市民へのわかりやすい情報提供を求めます。

最後に、私が以前から求めている市民協働の形も、なかなか整わない中、ようやく東大和ボランティア・市 民活動センターが社会福祉協議会への補助事業ということで始まりました。私は、ボランティアさんには、単 にお手伝いの御協力をいただくというだけではなく、工夫したり、検討したり、知識や知恵をお持ちの方に発 揮していただきたいと考えます。お客様としてではなく、やりがいを持って取り組んでいただけるよう、市も 対等な立場で市民に対し情報公開、説明責任をしっかり果たしていくことを求めて賛成討論とします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と 決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって本案を認定と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって本案を認定と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第32号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のと おり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって本案を認定と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

第33号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、よって本案を認定と決します。

〇議長(押本 修君) 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第34号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって本案を認定と決します。

○議長(押本 修君) 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(押本 修君) 起立多数。

よって本案を認定と決します。

日程第12 議第4号議案 北朝鮮による核実験、ミサイル発射に抗議する決議

○議長(押本 修君) 日程第12 議第4号議案 北朝鮮による核実験、ミサイル発射に抗議する決議、本案を 議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を 省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第4号議案 北朝鮮による核実験、ミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 閉会中の特定事件調査について

○議長(押本 修君) 日程第13 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会からお手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第14 議員派遣について

○議長(押本 修君) 日程第14 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配布してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長(押本 修君) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。 本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時10分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂須賀 千 雅

署名議員 上 林 真佐恵

署名議員 佐竹康彦